現認陸一明書

比島 [illegible] 威茅 一九七五部隊 二中隊
海上挺進 第十五戦隊
陸軍 伍長 [redacted]

右者昭和二十年三月一日午後五時 比島ルバン島 チリツク南方 二於テ
腹部 盲貫 銃創 一依リ戦死 (戦病死) 四十六死矣 ロルコトヲ現認ス

昭和二十年十二月二十八日
海上挺進 第十五戦隊 第三中隊 階級
現認者 元 威茅 一九七五部隊 三中隊 陸軍 伍長

現住所 [redacted]
氏名 [redacted]

5-11

戰歿者確認證明書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　[illegible]一〇六六二部隊

一、徵集年　昭[illegible]　役種　現役　兵種　歩兵

一、官等（死歿前）　[illegible]（死歿後）

一、氏名　[illegible]　年　月　日生

一、死歿場所　南部ルソン　スモロガ駅

一、死亡區分　戰死　橋梁警備中敵襲ヨリ相部貫通銃劍ニ依リ戰死

一、死歿年月日時間　昭和二十年三月一日　一九三〇時

一、死歿者本籍地留守辨當者　[illegible]

右確認（證明）ス

昭和二十二年一月十日

元所屬部隊名　[illegible]第一〇六六二部隊

現住所

元官等級　[illegible]

[illegible]ナッタ者ハウノ前後ヲ

[illegible]

[illegible]

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted] 男

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 歩兵六十三 第 五四七 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 「昭 15 年」「役種 現役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍上（任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 比島ケン島アンカン戰手 昭20.3.1.一五時ヲ分

五、戰死現認ノ程度 戰死ノ伝言（昭20.4.15聞ク）

六、遺骨歸還ノ有無 ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 進擊砲彈ニテ戰死

八、死亡區分 戰死 事由 進擊砲彈創 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者受害ニ依リ申立カ、部隊經路整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同人 [illegible]

所屬部隊名 歩兵六十三 [illegible]

兵種 輜重 官等級 陸軍 伍長

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

現認證明書

比岳派遣旭第一一二八部隊[redacted]隊

陸軍上等兵[redacted]

右者昭和二十年三月二日 ラヴヤグ 北方山中 ニ於テ

砲彈 ニ依リ戰死(戰病死)セルコトヲ現

認又

昭和二十二年九月一日

現認者元旭第一一二八部隊[redacted]隊 陸軍階級 少尉

現住所[redacted]

氏名[redacted]

20-10

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 第一二八 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 「昭和廿九年」「役種現役」「兵種兵」死亡前官等級陸軍兵長 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年二月三日（イリサン）

五、戰死現認ノ程度 砲彈ノ為メ[illegible]ガこわれ其の為ニ出る事ヽが出来たので自分ヲ見外壕

六、遺骨歸還ノ有無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

砲彈ノ為メ[illegible]ガ出入口し其の為ニガウシと左ヽ[illegible]壕破 圧死せり

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible]

發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊雜務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

10、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 兵種 重砲 官等級 陸軍 上ト兵

氏名 [redacted]

市町村長證明箇所 [redacted]

54-10

死亡證明書

所属部隊 | 固有名 飛行第二十六戦隊
通稱號 盛第八三九九部隊

役種 兵種 現 航空 陸軍大尉 [redacted]

死亡直前の官等 役 兵

氏名

本籍地 [redacted]

留守 現住所 [redacted]

擔當者 續柄氏名 実母 [redacted]

死亡年月日時 昭和二十年三月四日

死亡場所 ルソン島マニラ市東方マリキナ

死亡區分 戦死

死亡[illegible]過[illegible] 三月四日マニラ防衛隊左地区隊に於て米軍の攻撃に対し陣地戦斗に従事中迫撃砲弾の直撃を受け戦死を遂ぐ

4-13

[illegible]詳細に[illegible]
[illegible]飛[illegible]
[illegible]日[illegible]起人[illegible]

[illegible]遺留品の状況

戦隊主力は昭和十九年十二月五日明野に轉進同右昭和二十年二月四日昭南に移動し
本人の遺骨遺留品共に取得し得ず

大證明致し書す

昭和二十二年十一月二十一日

證明者 求籍地 [redacted]
現住所 [redacted]
所属部隊 飛行第二大戦隊
官等 陸軍少佐
死之者生前に對する
関係職名 整備隊長
氏名 [redacted]
印

課長　係長　主任

戦歿者確認證明書

昭和　年　月　日

固有部隊名	三三航通一中隊	通稱號	一五三三七 [redacted]
死亡前階級	一等兵	死亡後階級	兵長
徴集年	昭一八	役種	現役
兵種	通信		[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
本籍地	[redacted]		
留守擔當者現住所	今右		
續柄氏名	父 [redacted]		
死亡月日區分場所事由	右の者昭和20年3月5日時分 [illegible]に於て アメ[illegible]に依り戦病死せしことを確認す		

1. 遺骨
2. 遺留品
3. 證據書類
4. 其の他　現認　依頼　聞知

調査現住所 [redacted]

製所刻部隊 同　右

[redacted]

(別課)

24-11

401

戰時死亡者現認證明書

所屬部隊	歳11807（通）
	第二航通隊（隊）
死亡 年月日時	昭20.3.5
死亡 場所	比島ルソン 島サマラ 東南方 モンタルバン 海岸
死亡 區分	戰死
死亡 事由	敵キの爆 [illegible] 砲弾破片 創
遺骨（遺留品）	
徴集年	大、昭 19
役種	現
兵種	生死
官等級	一等兵
死亡年月日（令發）	（一.3.20 昭）
死亡後	
氏名（フリガナ）	[redacted]
生年月日	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
本籍地	[redacted]
留守擔當者現住所（續柄）氏名	[redacted]
現住所	同本
（父）	[redacted]

右現認す

昭和二二年一〇月二〇日

現住所 [redacted]

所屬部隊 [illegible]

官等級氏名 [illegible]

上陸地名 [illegible]

上陸地支局に於て連絡濟や否や

上陸月日 昭二〇.一二.二 印

[illegible]上の注意

一、所屬部隊は通稱固有部隊名をも判明程度に記入のこと

二、死亡欄は出來得る限り詳細に特に事由、傷、病名、發病（受傷）入院年月日入院病院名及其の他參考資料等併せ記入のこと、記事多き場合は附箋添付記入のこと

三、遺骨（遺留品）欄は有無有る場合は何處にありや（現地、上陸地支局、留守宅等記入のこと）

四、認印を忘れぬこと

五、同一人に對し二部調製のこと

履歷						
年月日	昭	昭	昭	年月日	昭	昭
記事	入營、應召（入隊時の官等級）	港出發	港上陸	自昭 至昭	勤務の概況	
記事						
年月日	昭					
記事	（入隊以後の進級階級）					

46-11

402

戰時死亡者現認證明書

所屬部隊	戦11[illegible]9（通）
	十二航空戦（同）
死亡 年月日時	昭20.3.5
場所	ルソン島 マニラ東南方 モンタルバン附近
區分	戦 死
事由	敵機の爆 [illegible] 砲弾破片 創
遺骨（遺留品）	
徴集年	19
役種	現
兵種	常
官等級	一等兵
死亡前（令日）（發年月日）	（20.7.1 昭）
死亡後	
氏名（フリガナ）	[redacted]
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
本籍地	[redacted]
留守擔當者現住所（續柄）氏名	
現住所	[redacted]

右現認す

昭和二二年一〇月二〇日

現住所 [redacted]

所屬部隊 [illegible]

官等級氏名 [illegible]

上陸地名 [illegible]

上陸地支局に於て運輸済や否や

上陸月日 [illegible]

印

問題上の注意

一、所屬部隊は通稱固有部隊名をも判明程度に記入のこと

二、死亡欄は出來得る限り詳細に特に事由、傷、病名、發病（受傷）入院年月日入院病院名及其の他參考資料等併せ記入のこと、記事多き場合は附箋添付記入のこと

三、遺骨（遺留品）欄は有無有る場合は何處にありや（現地、上陸地支局、留守宅等記入のこと）

四、認印を忘れぬこと

五、同一人に對し二部調製のこと

履歴							
年月日	記事	年月日	記事	年月日	記事	年月日	記事
昭	入營、應召（入隊等の官等級）	自昭 至昭	勤務の概況	昭	（入隊以後の進級階級）		
昭	港出發						
昭	港上陸						

47-11

403

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 〃

所屬部隊 第四航空軍 独立第七機関砲隊

官氏名 陸軍兵長（死亡前） [redacted]

死亡場所 ボンベ（マニラ東北二十四キロ）

死亡區分 病死

死亡日時 昭和二十年三月吉日十二時

死亡傷（病）名 マラリヤ及胃病（発病二月十日）

留守擔當者住所 [redacted] 現住所ニ同ジ

續柄 氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年 月 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 第四航空軍独立第七機関砲隊 [redacted]

地方世話部 22.6.15 受付

12-12

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 〃 [redacted]

所屬部隊 市田航空軍独立第七機関砲隊

官氏名 陸軍 陸軍一ト兵（死亡前） [redacted]

死亡場所 ボンゲ（マニラ東北二十四キロ）

死亡區分 病死

死亡日時 昭和二十年三月五日 十一時二〇分

死亡傷（病）名 マラリヤ

留守擔當者住所 現住所ニ同ド

續柄氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年 月 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 市田航空軍独立第七機関砲隊付

陸軍書長 [redacted]

24-11

405

現認（死亡）証明書

[redacted]

昭和　年　月　日

[redacted]地方世話部

所屬部隊	固有名
徴集年	役種
兵種	
官等級	死亡前
死亡後	
氏名	
生年月日	[redacted]年　月　日生
通稱號	吃一六七四二

死亡者

死亡年月日日時	昭和20年3月5日午前午後　時分
死亡區分	戰死
發（受）病（傷）年月日	昭和　年　月　日
死亡時の狀況	ルソン島ルンバンに於て敵と遭遇せし際戰死
死亡場所	ルソン島ルンバン
傷病名	
准士官以上任官年月日	
遺骨遺留品の有無	

証明者

右證明候也

昭和23年5月[illegible]日

所屬部隊　[redacted]

現住所　[redacted]

官等級氏名印　[redacted]

[redacted]地方世話部長　[redacted]

殿

50-10

406

現認書

本籍地 [redacted]

部隊名 比島派遣威第一〇六七二部隊本部[redacted]隊

官等氏名 陸軍衛生兵長(死亡前階級)[redacted]

死亡年月日 昭和貳拾年三月五日貳拾時頃

死亡場所 ルソン島バタンガース州ベルデ島パコ附近

死亡区分 戦死

死亡理由 迫真砲弾ニ依ル

右現認人

現認者 本籍地 [redacted]

部隊名 威第一〇六七二部隊本部[redacted]隊

官等氏名 陸軍兵長 [redacted]

162-10

死亡現認書

死者					
本籍地	[redacted]				
現住所	同右				
所屬部隊名	[illegible]				
官等職氏名	[illegible]	[redacted]			
死亡年月日時	[illegible]				
死亡場所	[illegible]				
死亡區分	[illegible]				
遺骨、遺留品の状況	[illegible]				

右現認す

現認者

本籍地 [redacted]

現住所

死亡者との關係

所屬部隊

元職官氏名印 [redacted]

記載上の注意

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]

408

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右同

所屬部隊 第一〇三師團独立歩兵第一七六大隊銃砲隊（戯一〇六四二）

官氏名 陸軍 上等兵（死亡前）

死亡場所 19.8.1 比島世部ルソン島アブラ洲ピジガン [redacted]

死亡區分 戦死

死亡日時 昭20.3.5 二時頃

死亡傷（病）名 銃要頭部貫通銃創

留守擔當者住所 本籍地に同じ

續柄氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年三月一九日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 第一〇三師團独立歩兵第一七六大隊銃砲隊陸軍衛生伍長 [redacted]

受付 22.4.19

409

22

死亡證明書

死亡者所屬部隊名 固有名	第百二師團工兵隊第七中隊
死亡者所屬部隊名 通稱號	威一〇三七二部隊 [redacted]
徵集年	昭和十六年
役種	現役
兵種	工兵
官等 死亡時	陸軍兵長
官等 死亡後	[illegible]
氏名	[redacted]
死亡區分	戰死 胸部手榴彈創
死亡區分 地域甲	
死亡場所	[illegible]
緯度	[illegible]
經度	[illegible]
死亡年月日時間	昭和二十年三月五日 時
月日	三月五日?
時間	一三時頃
死亡傷病名	胸部手榴彈創
死亡者本籍地留守擔當者	[redacted]

右證明ス

昭和[illegible]年八月二十五日

證明者 所屬部隊名 第百二師團工兵隊第七中隊 [redacted]

官職階級 陸軍[illegible]曹 [redacted]

氏名 [redacted]

25-10

昭和二十一年　月　日　[redacted]　公第　號

[redacted]地方世話部　死亡者調査認定票

昭和二十一年　月　日調製

留守業務課

所屬部隊名　固有名　独混五五旅砲兵二中

通稱名

本籍地　[redacted]

徴集年　17

役種　一補

兵種　歩

官等級

死亡前　一

死亡後

氏名　[redacted]

年　月　日生

死亡年月日時　昭20 3 6 2130

死亡場所　比島セブ島セブ陸病

死亡區分　戦病死

傷病名　マラリヤ兼脚気（20 2 15発病）

留守者　現住所　同本籍地

續柄　父

氏名　[redacted]

調査認定　資料及資料ノ入手經路

戦一七六二部隊より前記病院に入院（19 9）退院（19 11）

後兵站宿舎に居るも部隊進及出来ず、戦場補給大隊に

假編入再度入院（20 1 15）マラリヤ兼脚気にて20 3 6 2130死亡す

遺骨は現地に於て埋葬し無し

右同病院に同時入院し居りて現認す

[redacted]

名簿所見

記載ス

保管セス

抹消ス

抹ア消リシ

停年名簿頁

判決

独混五五旅団砲兵隊二中隊

陸軍上等兵

等級　[redacted]

印

点検印

認定進級

告知記録

57-11

411

No.

戰死現認證明書

本籍地 [redacted]

所屬 比島派遣盟兵團 [redacted] 部隊 [redacted] 隊

陸軍上等兵 [redacted]

右者昭和貳拾年參月六日比島 比島北ルソン島

キャンプ 2 昭和龍有 [illegible] 二於テ戰死セシコトヲ現認ス

昭和二十二年一月貳拾日

元 比島派遣盟兵團 [redacted] 部隊 [redacted] 隊

陸軍上等兵 [redacted]

現住所 [redacted]

[redacted] 地方世話部

54-11

412

死亡者現認證明書

[redacted]民生部第一世話課

昭和　年　月　日

本人

所屬部隊　固有名　第十航空情報聯隊

本籍地　[redacted]

徵集年　昭和九年

役種　二国

兵種　歩兵

[redacted]

死亡年月日時刻　昭和二十年　三月　七日

死亡場所　比島呂宋島イボ

死亡區分　戰死

[redacted]

胸部砲彈破片創

發(遷)病(遷)　昭和　年　月　日

留航公第5923號　22年9月　日

留守担当者

現住所　[redacted]

續柄　妻

遺骨遺品　有無　ナシ

遺族所在地　有無　ナシ

現認者

所屬部隊　固有名　第十航空情報聯隊

[redacted]

成第一八九一六部隊

官等級　陸軍兵長

[redacted]

[redacted]

昭和廿年　月　日　[redacted]

[redacted]

[redacted]

16

413

77

死亡現認臨明書

死亡者所屬部隊名 [redacted]

徵集年役種兵種 徵集年 昭和十九年 役種 予備 兵種 砲兵

官等 死亡前 陸軍上等兵 死亡後 陸軍兵長 [redacted]

氏名

死亡命分 戰死 [redacted] 死亡 [redacted] 確度

死亡年月日時間 昭和二十年三月七日 時 確度 月日 時間

死亡事由 傷病名 頭部小銃彈貫通

死亡者本籍地留守擔當者 [redacted] 父

右現認ス

昭和 年 月 日

[redacted]

30-10

414

死亡現認證明書

死所屬部隊	比島派遣戰[illegible]隊	死亡場所	フィリッピン ルソン島 モンタルバン北方山地
本籍地	[redacted]	死亡年月日	二〇年3月7日 5時
死亡前の階級	少尉	死亡區分	戰死
氏名	[redacted]	受傷箇所	胸部貫通銃創
遺骨遺留品	なし	病名	/

現認事由

昭20.3.7 モンタルバン北方山地にて戰斗中敵彈の為胸部貫通銃創を負ひ戰死す

右現認す。

記載上の注意

一 現認事由は階級の情況を詳細に記入する

一 本證明書は王道作製する

一 階級は必ず死亡前を記載する

一 死亡区分 戰死の時は受傷箇所を戰病死の時は病名發病年月日を記入する

一 所屬部隊は甲板は[illegible]

證明者

元所屬部隊	比島派遣戰三五〇部隊
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
階級氏名	陸軍少尉 [redacted]

一 氏名の下に必ず捺印する

一 故人との関係は戰友 中隊長 小隊長等と別を記入

60-4

415

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 [illegible] 派遣 [illegible] 第[illegible]部隊 [redacted]

三、戰死者徵集年 昭和[illegible]年 「役種補役」兵種 「兵」死亡前官等級陸軍[illegible]任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]時頃[illegible]

五、戰死現認ノ程度 [illegible]

六、遺骨歸還ノ有無 [illegible]

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 [illegible]

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊陸務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和[illegible]年 [illegible]月[illegible]日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 [illegible]

兵種 [illegible] 官等級陸軍 [illegible]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明簡所

右相違無キ事ヲ證明ス

[illegible]

[redacted]

416

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 〃

所屬部隊 第四航空軍 独立第七機関砲隊

官氏名 陸軍上等兵（死亡前） [redacted]

死亡場所 ハンタイ（マニラ東北 十四キロ）

死亡區分 爆死

死亡日時 昭和二十年三月八日 十時

死亡傷（病）名 肋部貫通

留守擔當者住所 現在所に同じ

續柄氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年 月 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 第四航空軍 第七機関砲隊付 [redacted]

㊞

18-11

417

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右同じ

所屬部隊 方四航空軍独立方七機関砲隊

官氏名 陸軍 陸軍伍長（死亡前） [redacted]

死亡場所 パンタイ（マニラ東北 十四キロ）

死亡區分 爆死

死亡日時 昭和二十年三月八日 十時

死亡傷（病）名 胸部貫通

留守擔當者住所 本籍地ニ同じ

續柄氏名 実母 [redacted] 妹 [redacted]

右證明 する

昭和二十二年 四 月 十五 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 方四航空軍独立機関砲方七中隊付

[redacted]

19-11

418

現認(死亡)證明書

[redacted]地方世話部

所属部隊	固有名	通稱方
	マニラ航空廠第二勤務隊	咸一五二一一部隊

徴集年	役種	兵種	官等級	死亡前	死亡後	氏名	生年月日
	二回	歩		一		[redacted]	[redacted]

死亡者

死亡年月日時	死亡已分	発(受)病(傷)年月日	死亡時の状況
昭和二十年二月八日 生年月日 午後十時 分	戦病死	昭和二十年一月十日	北部ルソン島南ツワオニテ駐屯中発病 同部隊ニテ戦病死
死亡場所	傷病名	最終進級年月日	貴賓遺品の有無
北部ルソン島南ツワオ	マラリア 脚気	昭和十九年十二月十日	無

證明者

右證明候也

昭和二十二年五月五日

所属部隊 マニラ航空廠第二勤務隊

現住所 [redacted]

官等級氏名印 [redacted]

20-12

419

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 本人

氏名 [redacted]

[redacted]年 [redacted]月 [redacted]日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣 鐵第五四四 部隊 [redacted]隊

三、戰死者徵集年 昭和十二年 「役種ニ補役」 兵種 歩兵 死亡前官等級陸軍兵長 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月八日十四時 比島(呂宋島)ハ[illegible]峠(ミヌリ)

五、戰死現認ノ程度 戰死ヲ自ラ目 認ス

六、遺骨歸還ノ有無 代骨(遺土)

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

三月八日十一時頃交戰ニ三四ノ敵攻撃ヲ激退シ最後ニ煙ヲ利用シ攻撃ニ来リ我彼交戰距離一五米ヨリ激戰中戰死

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible]發病年月日 昭和二十年三月八日

九、其ノ他 (上陸地ニ於テ死亡者發書ニ依リ申立カ、部隊整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入) 申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

上陸地ニ於テ申立濟

昭和二十年三月八日 [illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年 十二月 一八日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 鐵五四四 部隊 [redacted]隊

兵種 歩兵 官等級陸軍々曹

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右相違ナキコトヲ證明ス

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

[redacted]

67-11

420

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 父 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬（固有部隊名 通稱部隊名） 比島 派遣 鉄 第五四四七 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徴集年 昭和十六年「役種 現役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月八日四時頃 中部呂宋ハレテ峠

五、戰死現認ノ程度 證明者現認

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 第七中隊ハ昭和二十年三月五日敵ブンガン陣地ニ斬込ヲ敢行成功セリ其ノ帰途道路上前進中ノ道路上前方ヨリ同時小銃及手榴弾ノ急襲ヲ受ケ最前方ニ於テ上等兵敵弾ニヨリ戰死セリ

八、死亡區分 戰死 事由 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted] 戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年十二月二日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 上官 鉄第五四四七部隊 [redacted] 隊

所屬部隊名 兵種 歩兵 官等級陸軍 准尉 氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右ノ通リ相違無キ事ヲ證明ス

昭和二十年十二月[illegible]日 [redacted]

81-11

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted]

年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 因有部隊名 通稱部隊號 [redacted] 派遣 第[redacted]部隊 [redacted]隊

三、戰死者徵集年 昭和十八年「役種 現役」兵種 歩兵 死亡前官等級陸軍 [redacted] 任官進級 年 月 日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月八日 [redacted]

五、戰死現認ノ程度 現認 又「死体」

六、遺骨歸還ノ有無 [redacted]

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 [redacted]

八、死亡區分 戰死 事由 [redacted] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者豊富ニ依リ申立カ、部隊陸軍整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [redacted]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二二年 [redacted] 月 [redacted] 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [redacted]

所屬部隊名 [redacted]

兵種 歩兵 官等級陸軍 [redacted]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 [redacted]

本籍地及遺族現住所等記載通相違ナキ

コトヲ認証ス

150-11

[redacted]

事實（現認）證明書

本籍地 [redacted]

現住地 右同

所屬部隊 固有部隊名 [illegible]第三十九師隊
通稱號名 [illegible]第五四四六部隊

官等級氏名（死亡前） 中尉 [redacted]

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

右の者昭和二十年 三月 九日午 / 時 / 分

[illegible]に於て戦死（病傷名 / ）したことを證明する

昭和二十二年 十一月 二十八日

所屬部隊 [illegible]第五四四六部隊

現住地 [redacted]

死亡者との關係 中隊長

（舊）職官等級氏名 [illegible]

6-10

423

現認證明書

本籍地 [redacted]
現住所 [redacted]
氏名 [redacted]

所属部隊 野戰高射砲第八十四大隊第三中隊
宮等級 陸軍伍長
一徴集役種兵種 昭和八年徴集、豫備、高射兵、
一死亡年月日 昭和二〇年三月九日
一死亡場所 比律賓 呂宋島 クラーク西方七粁 奥山附近
一死亡区分 戰傷死
一死亡事由又ハ病名 奈病年月日 砲彈破片創 昭和二〇年三月四日
現認事 昭和二〇年三月四日 糧秣輸送ノ目的ヲ以テ
比律賓 呂宋島 クラーク西方五粁 山中馬ノ青附近 進行中
ヘンバ方面ヨリ射撃セル 破彈炸裂ニ依リ右腕切断ス
道ニ奥山附近ニアル第一三八兵站病院ニ後送シ治療
セルモ出血大量ノ為メ死亡ス
(第一三八兵站病院間モ無ク糧秣事情ニ依リ解散セントキク)
一遺族 [illegible] 有無 無
一遺族現住所 續柄氏名 [redacted]
右相違無き事を證明す 妻 [redacted]
現認者宮等級氏名 陸軍兵長 [redacted]
昭和二二年六月八日
所属部隊 野戰高射砲第八十四大隊
現住所 [redacted]

52-10

424

死亡證明書

所属部隊 六四聯隊三大隊七中隊

官等 陸軍上等兵

氏名 [redacted]

本籍地 [redacted]

留守桓常者後所續柄氏名 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年三月九日 文

同 場所 比島呂宋島山岳州八キオ市南方オ十二陸軍病院

同 区分 戦病死

死亡事由 「マラリア」ニテ入院後病死セリ

同 経過

(具体的詳細に)

右證明致し 年 月 日

昭和二十二年二月十四日

證明者

本籍地 [redacted]

所属部隊 比島派遣殿第一〇六四四部隊

官等 陸軍主計曹長

氏名 [redacted]

21-10

現認證明書

死亡者の	本籍地	[redacted]
	部隊名 個有名	第四船司
	部隊名 通番號	戒一五三〇四
	官等氏名	一等兵 [redacted]
	死亡した場所	比島モモヤマ
	死亡した年月日	昭和20年8月18日（推定）
	死亡區分（戰死、戰病死）	戰死
	戰死の狀況、戰場部位等を記入する	モロタン附近戰進中敵機銃集中受ケ戰死ス
	戰病死の狀況 發病年月日、場所、病名等を記入する	
	遺骨、遺留品の狀況	無し
現認者の	現住所	[redacted]
	部隊名 個有名	第四船司
	部隊名 通番號	戒一五三〇四
	死亡者との關係	戰友
	右の通り相違ないことを證明する	
	官等氏名	兵長 [redacted]

27-12

426

現認書

本籍地 [redacted]

部隊名 飛行第二十二戦隊

官等氏名 [redacted]

[illegible]10 死亡年月日

[illegible] 死亡場所

[illegible] 死亡理由

[illegible] 死亡区分

右現認人

現認者

本籍地 [redacted]

部隊名 飛行第二十二戦隊

官等氏名 [redacted]

51-11

現認書

本籍地

所属　飛行第三十二戦隊 [redacted]

官等氏名 [redacted]

死亡年月日 [redacted] ト同地ニ於テ同一様ナリ

死亡場所

死亡理由

死亡区分　戦死

右相違ナシ

[illegible]

飛行第三十二戦隊 [redacted]

隊長 [redacted]

[redacted]

飛行第二十二戦隊

[redacted]

[redacted]

ト同地ニ在リテ同ニ様ニ

[redacted]

[redacted]

[redacted]

53-11

死亡年月日

死亡場所

死亡理由

死亡区分

右相違ナシ

[redacted]飛行第二十二戦隊

[redacted]

昭和二十年三月頃

[redacted]カワサキ地区

（比島ルソン島）

敵ト交戦

戦死

不明

報告ノ通リ相違ナキ者

[redacted]飛行第二十二戦隊

[redacted]陸軍伍長

右者ハ二十年三月[redacted]カワサキ地区ニ於テ同行部隊ノ命令ニ依リ[redacted]

[redacted]

54-11

現認證明書

本籍地 [redacted]
現住所 [redacted]
氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
所属部隊 飛行第三十四戰隊
官等級 死歿前兵長
徴集、役種、兵種
死亡年月日 二〇、三、一〇
死亡場所 ルソン島カロカン飛行場
死亡区分 戰死
死亡事由又は病名發病年月日

現認事
二〇、三、一〇 [redacted] 少尉以下十五名内に加り マリキナ
一誠山より カロカン飛行場に斬込隊として参加
戰死す

遺骨の有無 ナシ
遺族現住所續柄氏名 [redacted]

右相違無の事を證明する
現認者官等級氏名 伍長 [redacted]
昭和二十二年九月十五日 所属部隊 飛二〇 入戦隊
現住所 [redacted]

16-12

431

16-13

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

432

死亡事實(現認)證明書

本籍地 [redacted]

現住所 同ジ

所屬部隊 [illegible]

徴集年 [illegible]

官等級 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月[illegible]日八時

[illegible]分[illegible]ニ於テ[illegible]ニ依リ戰傷

病死シタルコトヲ[illegible](現認)ス

昭和二十一年十二月[illegible]

所屬部隊 [illegible]

官等級 [illegible]

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ詳記ス

一、[illegible]ハ市ノ小[illegible]、[illegible]、[illegible]ト詳記ス

死亡事實(現認)證明書

本籍地 [redacted]

現住所 本籍地ニ同ジ

所屬部隊 独立第五十六大隊

徵集年 昭十三

官等級 陸軍上等兵

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月十日 九時

分 ニ於テレイテー島ヘレーンヤニ依リ戰傷

病死シタルコトヲ證明(現認)ス

昭和二十一年三月十日

所屬部隊 職名

官等級 陸軍衛生伍長

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ詳記ス

一、職名ハ中・小隊長、砲手、操縱手等ト詳記ス

[redacted]

9-10

434

死亡事實（現認）證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右同

所屬部隊 独歩三五九大隊

徴集年

官等級 上等兵

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月十日十四時

分 比律賓 ボンボン ニ於テ ニ依リ戰傷

病死シタルコトヲ證明（現認）スハ

昭和二十二年二月二十七日

所屬部隊 職名

官等級 陸軍上等兵

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ詳記ス

一、職名ハ中・小隊長、砲手、操縦手等ト詳記ス

[redacted]

23-10

435

現認事實證明書

本籍地 [redacted]

所屬部隊 独混二六聯三大隊十中隊

百氏名 陸軍 死亡前上 死亡後

[redacted]

年月日生

一、役種、兵種、年次 [illegible]

一、死亡年月日時 [illegible] 附近 [illegible] 昭和二十年三月十日(2)午之刻十時(2)

一、同場所

一、同區分 [illegible]

一、死亡事由又(病名及現認事由旅病年月日等) 爆風によって 間出血 生つてさき 耳かし出血して 死んでゐた。

一、遺骨の有無

一、遺族現住所 [illegible]

右相違無ヽコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

本籍 [redacted]

認者所屬 階級氏名 [redacted]

176-11

436

現認證明書

比島派遣威第一七七六一部隊 [redacted] 隊

陸軍一等兵 [redacted]

右者昭和二十年三月十日 比島バタアン ニ於テ

悪性マラリヤ（赤痢伊布）ニ依リ戦死（戦病死）セルコトヲ現認ス

昭和二十年十二月三十日

現認者元 威第一七七六一部隊 [redacted] 隊 陸軍少尉 階級

現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

10-11

437

15/3

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　歳二九四部隊　六四特殊砲隊（特設機関砲六四中隊）

一、徴集年　昭和十四年　役種　[illegible]備　兵種　歩兵

一、官等（死歿前）　伍長　（死歿後）

一、氏名　[redacted]　[redacted]年　[redacted]月　[redacted]日生

一、死歿場所　比名　[illegible]

一、死亡區分並ニ事由　戦死　胞部貫通銃創ニ依リ（新込戦斗中、分隊長）

一、死歿年月日時間　昭和　20年　3月　10日　10時

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認（證明）ス

昭和　二十二年　三月　十五日　元所屬部隊名　歳二九四部隊

現住所　[redacted]

元官等級　陸軍々曹

氏名印　[redacted]

註　死亡事由、場所ハナルベククワシク特ニ終戦後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ

宛先　[redacted]

地方世話部慰恤係

438

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）

一、徵集年 [illegible] 校種 現役兵 兵種 [illegible]

一、官等（死歿前）[illegible]（死歿後）

一、氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一、死歿場所 [illegible]

一、死亡區分並ニ事由 [illegible]

一、死歿年月日時間 昭和 [illegible] 年 [illegible] 月 [illegible] 日 [illegible] 時

一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted] 文 [redacted]

右確認（證明）ス

昭和二十二年八月二十九日

元所屬部隊名

現住所 [redacted]

元官等級

氏名印 [redacted]

注 死亡事由、場所ハナルベタクソシク特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲタツシクオ知ラセ下サイ

宛先 [redacted]

[illegible]

[illegible]

439

現認證明書

本ノ籍地 [redacted]

官等氏名 陸軍兵長 [redacted]

所屬部隊 比島威三八二部隊

死亡場所 バタンガス洲陳地カルンバン半島三〇〇高地

ムフンイニック部落ニテ戰死

死亡区分 戰死

死亡年月日 昭和二十年三月十日

右現認ニ在る事を證明する

昭和三十年三月二十八日

現認者 [redacted]

[redacted]

没 [redacted]

8-11

440

108

（課別）

戦歿者確認部明書

固有部隊名	独立歩兵三五九大隊
通稱號	勤一〇、六七二部隊
死亡前階級	曲白長
死亡後階級	准尉
氏名	[redacted]
徴集年	昭二
役種	予
兵種	歩兵
死亡年月日時	昭二〇、三、一〇、午前八時頃
死亡場所	ルソン島山岳州ミヌリ南方四粁ミヌリ街道ミヌ路附近
死亡區分	戦死 指揮班長トシテ前記場所ニテ奮戦中敵自働拳銃ニヨリ頭部及胞部貫通銃創ヨリ名誉ノ戦死ヲサル
並に事由	
本籍地	[redacted]
居住地	同
同	同
同	[redacted]
部長	留守 [illegible] 氏名
父	[redacted]
科長	1 遺骨 石 確認（詳明）す 昭和二十二年七月七日
	2 遺留品
	3 記事
主任	
調製者	現住所 [redacted]
	部隊名 独立歩兵三五九大隊
	職氏名印 中尉 [redacted]

15-10

441

昭和二十二年 8 月 14 日 [redacted] (第 222 號)

[redacted] 民生部第一世話課

死亡者調査表

昭和二十二年 7 月 10 日調製

調製者

所屬部隊 固有名 ※ 第十四軍 [illegible]

通稱號 ※ [illegible]

留守業務局所管課 十[illegible]

[illegible]年 ※ 昭 [illegible]

役種 ※ 豫

兵種 ※ 輜

官等級 ※ 死亡時の官等並に發令年月 ※ 死亡 [illegible]

調査年月日 [illegible]

氏名 ※ [redacted]

生年月日 [redacted] 年 月 日生

本籍地 ※ [redacted]

留守現住所 ※ [redacted]

擔當者 續柄氏名 ※ [redacted]

死亡年月日時 ※ 20年3月10日 20時0分

死亡場所 ※ [illegible]

死亡區分 ※ 戦死

死亡事由傷病名 ※ [illegible]

死亡直前の職務 ※ [illegible]

遺骨遺留品の狀況 [illegible]

遺骨(受付)年月日 ※ 年 月 日

資料入手の經緯及所見 ※ [illegible]

右現認す

現認者 官等 ※ 軍 [illegible]

現住所 ※ [redacted]

所屬部隊 ※ 第十四方面軍 [illegible]

氏名印 [redacted]

死亡者名票記載

遺骨受付番號

公報番號

判決

官銓 [illegible]

未歸還屆

有 [illegible] 號

無

○○本表中※印の欄以外は第一世話課にて記入すること

○○記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり(記載上の注意をよく讀んでから記入の事)

○○不備事項中判明しあるものは各班にて朱書すること

109-10

442

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

課長	企畫	公報	死亡	北方

(出)

本籍地	[redacted]
所屬部隊	固有名十六野戰郵便隊 通称号 尚武四口三一部隊
兵役	役種 死亡時階級 陸軍 軍属 氏名 [redacted] 微集年月日 昭和十六年十月十八日 死亡後階級陸軍 生年月日 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
留守	現住所 [redacted]
親当者	兵 妻 氏名 [redacted]
死亡年月日	昭和二十年三月十日 時 [illegible] 分
死亡場所	ミンダナオ島 マライバライ
死亡状況	発病(受傷)年月日 病名 又受傷部位 死亡区分 戦死 遺骨
現認者	現住所 [redacted] 旧所屬部隊 第十六野戰郵便隊 續柄人 事掛 官等級陸軍准尉 氏名 [redacted]
兵籍	未帰還屋
繰覧書数	

現認證明書

死亡認定票

昭和 年 月 日 調製 係

現認證明書

比島派遣憲兵隊マニラ南分隊

陸軍軍屬 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所 仝

右ノ者昭和貳拾年參月拾日拾七時參分比島呂宋島リサール州アンチポロニ於テ戰死シタルコトヲ證明ス

昭和二十二年十一月三日

比島派遣軍司令部

本籍地 [redacted]

陸軍砲兵伍長 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住地

所属部隊 固有部隊名 歩兵第三十九聯隊

通稱號名 [illegible]鉄第五四四之部隊

官等級氏名(死亡前) 陸軍少尉 [redacted]

年 月 日生

右の者昭和二〇年三月一〇日午 時 分

サラックサク峰に於て戦死(病傷名)したことを證明する

昭和二十二年二月十五日

所属部隊

現住地 [redacted]

死亡者との關係 一五七五

(舊)職官等級氏名 陸軍伍長 [redacted]

446

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊名 [illegible] 派遣 第三四七部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 昭和八年「役種 補役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍一、任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 [illegible]

五、戰死現認ノ程度 死体確認ス

六、遺骨歸還ノ有無 不明

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 近接戰ヲ展開中

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者受書ニ依リ申立カ、部隊誤認整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理指定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係

所屬部隊名 [illegible] 部隊 [redacted] 隊

兵種 歩兵 官等級陸軍 任長

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右相違ナキコトヲ証明ス

昭和二十二年二月 日

[redacted]

163-11

[redacted]

[redacted]

[redacted]

本籍地 [redacted]

現在所 [redacted]

所属部隊名 [redacted]

徴集年 昭八・一部隊 [redacted]隊 [redacted]隊

徴集年 昭八・従種手備 兵種 歩兵官等 [redacted] 陸軍 軍曹

留守担当者住所 [redacted]

氏名 [redacted]

内地着港出発年月日	門司港 昭和十九年八月十九日
戦地到着年月日	ルソン島ニボック湾 昭和十九年九月二十一日
勤務概要	不明
発病(受傷)場所	ルソン島 マルキナ 三百高地
発病(受傷)年月日	昭和二十年三月十日
病名(受傷部位)	大股部
発病(受傷)時	
死亡年月日	昭和二十年三月十日
死亡場所	ルソン島 マルキナ 二百高地
死亡区分	戦死
死亡時状況	敵ト交戦中 砲撃ニテ大股部 負傷出血 [illegible] ニテ戦死ス

右證明ス

昭和二十二年一月十六日

本籍地 [redacted]

所属部隊 [redacted]

[illegible]

陸軍上等兵 氏名 [redacted]

右證明ス

昭和二十二年一月十七日

[redacted]

449

所属部隊

徴兵年次 種類 14才 [illegible]

本籍地 [redacted]

留守担当者 三ヶ月病氏名 [redacted]

死亡年月日 昭20.3.10

死亡場所

死亡原因

死亡年齢 (傷病名)

遺骨還送 [illegible]

右現(種一級)ナリ

昭和二二年十月十九日

旧所属部隊 [redacted] 大隊

旧住所

死亡者 [illegible]

現住所 [redacted]

[illegible] 及捺印

[redacted]

[redacted]

450

[redacted]

最先調査

本人は吾橋陸軍第二等衛士隊第一校第十一明生なり比高へ後るべく昭和十九年九月十八日出発し十月十日到着せり

其れより レンガボールへ行く図的なりしが数回撃沈せらるゝにより マニラ城内其の站に宿泊す

昭和十九年十二月十日前後威第九一八六部隊（第八六飛行部大隊）に移属す

部隊所在地 マニネ南方（リバニ西略地点）

昭和二十年一月元旦 見習士官と来る

一月三十日敵襲来すべく上陸したり

三月初めマレープニヨ山へ移進し爾後斬込隊を以て之れを撃退に勞去 然れ青

我に利あらず 三月十一日 廣は斬込隊

[redacted]

新陣で斬込せり

隊長 桜刀のまゝ第一陣にて撃たれたり

生還者五名 大なりし

洞口 此列なる戦死を遂げられたり

128-15

[redacted]

451

腹部貫通銃創

25-10

戰歿者確認書

所屬部隊名（固有名）	第一〇五師團 獨立歩兵第三五九大隊 銃砲隊
所屬部隊通称號	比島派遣軍威第一〇六七二部隊 [redacted] 隊
徵集年役種兵種	昭和十八年徵集 一補 歩兵
官等	死亡前 陸軍 上等兵 死亡後 陸軍兵長
氏名 生年月日	[redacted] 年 月 日生
死亡場所	ルソン島 山岳洲 ハレテ峠南 才四料地点
死亡區分 死亡事由	戰死 頭部貫通 銃創
死亡年月日時	昭和二十年 三十日 午前 拾時 頃
死歿者本籍地	[redacted] 右本籍地ニ仝ジ
留守担當者現住所	統柄 氏名
	父 [redacted]

右確認証明ス

昭和二十二年六月三日

元所屬部隊第一〇五師團独立歩兵第三五九大隊

現住所 [redacted]

[redacted] 中尉 [redacted]

66-1

453

課長　係長　主任

（課別）

戦死者確認證明書	昭和　年　月　日
固有部隊名	三航通一中隊　通稱號
死亡前階級	一等兵　死亡後階級
徴集年	役種　兵種　氏名
本籍地	[redacted]
留守擔當者	[redacted]
現住所	
續柄氏名	
死亡月日區分場所事由	右の者昭和20年8月12日　時　分　クラ　に於て斬込に依り戦死せしことを確認す　副方
1. 遺骨	3. 戦略書類
2. 遺留品	名其の他　現認　依頼　確認　庶甲　聞知
諸親住所	[redacted]
製所親部隊	同右印隊
者	軍隊に於ける官職氏名印　上等兵

15-12

454

死亡現認證明書

昭和二十年十一月十九日

死亡者					
所属部隊	固有名	四航軍司	死亡場所	比律賓北部呂宋島カガヤン州ツゲガラオ市西十四科	
	通稱号	戒一五三二部隊	死亡年月日	昭和二十年三月十二日十三時頃	
本籍地		[redacted]	死亡区分	爆死(戦死)	
死亡前の階級		陸軍雇員	受傷箇所	腹部破片創	
氏名		[redacted]	病名		
遺骨		不明	発病年月日	昭和　年　月　日	

現認事由

比島カガヤン州ツヒ部落にて内地帰還の為迄宅して居りしが三月十二日ノースアメリカン爆撃機十二機編隊の落下本爆撃の為破片にて腹部を貫通爆死せり時十三時頃吾々戦友にて埋蔵せり

記載上の注意

一 現認事由は死亡当時の情況を詳細に記入する
一 階級は必ず死亡前のこと
一 雇員(甲は正雇員は概ね正雇丙は縦はしいもの)は必ず記入する
一 氏名の下に捺印を必ず忘れぬこと
一 故人との関係は中隊長分隊長戦友等の別を記入する

證明者			
所属部隊	固有名	四航軍司	
	通稱号	戒一五三二部隊	
本籍地		[redacted]	
現住所		[redacted]	
階級及故人と関係		陸軍一等兵 戦友	
氏名		[redacted]	

69-13

455

現認書

本籍地 [redacted]

部隊名 第四航空通信

官等氏名 軍屬 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年三月十二日

死亡場所 [illegible]

死亡理由 通信任務遂行中敵[illegible]

死亡区分 戰死

右現認 又

現認者

本籍地 [redacted]

部隊名 第十七航空通信[illegible]

官等氏名 陸軍中尉 [redacted]

67-11

456

現認書

本籍地 [redacted]

部隊名 才川航空通信隊 [redacted]

官等氏名 通信書記補 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年二月十日

死亡場所 比島ルソン島ナヂラ州エチヤケ

死亡理由 通信任務遂行中敵迫害隊ノ襲害ヲ受ケ左胸部貫通銃創

死亡区分 戰死

右現認ス

現認者

本籍地 [redacted]

部隊名 第十七航空通信隊

官等氏名 陸軍中尉 [redacted]

68-12

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

所屬部隊 方四航空軍 独立方七機関砲隊

官氏名 陸軍 陸軍一ト兵（死亡前） [redacted]

死亡場所 ボソノ（マニラ東北二四千ヒ）

死亡區分 病死

死亡日時 昭和二十年三月十二日 十三時三〇分

死亡傷（病）名 マラリヤ病（発病 二月十五日）

留守擔當者住所 現住所ニ同ジ

續柄氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年 月 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 方四航空軍 独立方七機関砲隊付 陸軍 [redacted]

13-11

458

一等劇隊

上 死亡確認書

所屬部隊	固有通稱	臨時別兵才一中隊		
		威才二九四四部隊		
徴集年 任官年 役種	兵種	歩	二補	歩
官等級（發令年月日）	生前	上？	死後	
氏名（フリガナ）	[redacted]			
生年月日	[redacted]			
本籍地	[redacted]			
留守擔當者	現住所	仝上	續柄氏名	母 [redacted]
死亡狀況	年月日	二〇二二	確度甲	區分 戦死 確度甲
	場所	比島 ロンゴロン島		確度甲
	事由	陸隆叶 胸部貫 迫銃創	兼受行 戦死す	傷病名 胸部貫 迫銃創 確度甲
遺留品の狀況				

右經認す

昭和二十二年二月十一日

舊所屬部隊 威才二九四四部隊

舊官等級 二等兵

死亡者との關係 戦友

現住所 [redacted]

氏名 [redacted] 印

4-13

459

現認、証

本籍地 [redacted]

部隊名 31戦開 某団司令部

官等氏名 [redacted]

死亡年月日 昭20.3.13

死亡場所 ルソン島

死亡区分 戦死

死亡理由

右現認ス

本籍地 [redacted]

部隊名 飛行二〇〇戦隊

官等氏名 [redacted]

88-12

第五號五號

戰死確認証明書

威九一五ハ部隊[redacted]隊

故陸軍上等兵[redacted]

右ノ者昭和二十年三月十三日ルソン島「エチアゲ」ニ於テ戰死セル事ヲ確認シ證明ス

威九一五ハ部隊[redacted]隊

元ノ陸軍兵長[redacted]

昭和三十年二月二十七日[redacted]

別書相違無キ事ヲ認ス

[redacted]

8-16

461

現認證明書

本籍地 [redacted]

所属部隊 [redacted]

（通稱號）戚三三之部隊 [redacted]

徴集年 官等級氏名 陸軍 一等兵 [redacted]

（進級年月日） 年 月 日

死亡年月日 昭和二十年三月十二日

死亡場所 ルソン島 [illegible]

死亡区分（傷病名）戰死

死亡状況 [illegible]部隊 [illegible]

右正に現認し證明する

昭和二十二年三月十三日

現認者所属部隊（通稱号）戚三三之部隊 [redacted]

現住所 [redacted]

旧職官等級氏名（印） 陸軍 一等兵 [redacted]

3-11

462

戰死證明書

一、戰死者本籍地

戸主名續柄　戸主

氏名

[redacted]　年　[redacted]　月　[redacted]　日生

曾孫ノ夫

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號　比島　派遣　マニラ航空廠　第[redacted]部隊　[redacted]隊

三、戰死者徵集年 昭和[illegible]年「役種 国 役」「兵種 航空技術兵」死亡前官等級陸軍[illegible]任官進級年月日 昭和　年　月　日

四、戰死年月日時刻及場所　昭和二十年三月十四日　比島　カバカン町

五、戰死現認ノ程度　確實（カバカン町ニ故陸軍技術上等兵[redacted]氏墓標アリ）

六、遺骨歸還ノ有無　無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要　比島バヤオヨリ長イ行軍後、カバカン町ニ到着、直チニ分隊ノ[redacted]

八、死亡區分 戰病死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）（申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 戰友

所屬部隊名 マニラ航空廠

兵種 官等級陸軍 技術上等兵

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右相違ナキコトヲ認證ス

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

[redacted]

464

戦歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　威一七六〇三部隊。（獨立歩兵第三六二大隊　第四中隊）

一、徴集年　昭和十八年　後補　兵種　歩

一、官等（死歿前）　一等兵　（死歿後）

一、氏名　[redacted]　大正十一年十二月二十九日生

一、死歿場所　比島ミンダナオ島サンボアンガ市レコード附近

一、死亡區分並ニ事由　戦死（斬込）

一、死歿年月日時間　昭和二十年二月十四日二十三時頃

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認（證明）ス

昭和二十二年四月二十四日　元所屬部隊名　威一七六〇三部隊

現住所　[redacted]

元官等職　一等兵

氏名印　[redacted]

註　死亡事由、場所ハオルベクタワシク特ニ終戦後ノ死亡ハ周知ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲタワシクオ知ラセ下サイ

宛先　[redacted]

[redacted]地方世話部慰恤係

465

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主

氏名 [redacted]

年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 昭和七年 「役種ニ補役」 兵種 歩兵 死亡前官等級陸軍 一 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十四日 ルソン島マニラ市東方二十粁山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 推定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 昭和二十年三月十日 マニラ東方二十粁山岳ニ於テ陣地ノ攻撃中ニ受ケタル陸軍砲彈破片ニ創ヲ下腹部ニ受ケ第二陸軍帯同ニテ陣後中戰死セルモノト記憶ス

八、死亡區分 戰死 事由 下腹部砲 發病年月日 昭和二十年三月十日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者見書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存 [illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年七月十四日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級官

所屬部隊名 同部隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted]

市町村長證明箇所

右證明ス 昭和二十二年七月二日

[redacted]

印

30-10

466

[illegible]

本籍地	[redacted]
現住所	同[illegible]
所属部隊 臨時名	比島派遣威第一三六六二部隊[illegible]大隊
通称號	[illegible]威第四中隊
徴集年	十四年 現役[illegible]
兵種	歩兵
官等級 死亡前	[illegible]兵長
死亡後	[illegible]
氏名 生年月日	[redacted]
留守擔當者 住所	[redacted]
氏名	[redacted]
續柄	父
勤務演習等	[illegible]第一小隊長トシテ勤務中[illegible]
傷病 部位	
年月日	
場所	
受傷時ノ状況	
死亡 区分	戦死
年月日	昭和[illegible]
場所	[illegible]
死亡時ノ状況	[illegible]

右證明ス

本籍地 [redacted]

所属部隊 比島派遣威第一三六六二部隊[illegible]

[illegible]氏名 [illegible]

[redacted]

[illegible]

467

戦死証認書

原籍 [redacted]

元比島派遣威第一〇六二部隊本地五

右者昭和二十年三月[redacted]ルソン島バギユウ

ニ於テ爆撃ニ依リ十日戦死セラレシ事ヲ

聞知セシニ依リ証認シマス

昭和二十二年十月十六日

元比島威第一〇六二部隊衛生兵長（十二陸病）

[redacted]

125-15

昭和二十二年 九月 日 [redacted] 一批（第 號）

死亡者調査表

昭和二十二年 3月 25日調製

所管 留守業務局 船舶課 [redacted] 厚生事務官

項目	記入
所属部隊（留守担当官名）	暁二九四四 [redacted] 部隊（留守担当官）三船舶司令
徴集年	昭4
役種	補
兵科	暁
官等級	一
死亡時の官等	兵長
氏名	[redacted] 年 月 日生
本籍	[redacted]
留守担当者 現住所	[redacted]
留守担当者 続柄氏名	妻 [redacted]
死亡年月日時	昭20年3月15日13時00分 甲
死亡場所	比島[illegible]北方平野
死亡区分	病死 甲
死亡事由傷病名	マラリヤ
死亡直前の職務	兵
遺骨遺留品の状況	無

資料入手の経緯及所見

[redacted]は我が分隊員にして忠実に軍務に精勤し居りしが時折マラリヤ発病し高熱を発し居り 右者は弾薬運搬中発病し栄養不良と[illegible]死亡ス

右現認す

現住所 [redacted]
所属部隊 暁二九四四部隊 [redacted] 隊
官等 軍曹
氏名印 [redacted] 印

判決

死亡者名票記載

遺骨受付番號

公報番號

未帰還者 無 扎 第 八六 號

○本表中※印の欄以外は第一世話課にて記入すること
○記載上の注意並に記入欄は裏面にあり（記載上の注意をよく読んでから記入の事）
○不備事項中判明しあるものは各班にて朱書すること

死亡證明書

本籍地 [redacted]

所属部隊 [redacted]

官氏名 陸軍 死亡前 二等兵 死亡後 一等兵 [redacted]

一、役種、兵種、年次 一補、歩、昭8

一、死亡年月日時 昭和二十年三月五日

死亡場所 ルソン島タクーク山中

死亡区分 戦病死

死亡事由又は状況並資料 現認事由 三月十日ヨリマラリア[illegible]シテ二十五日入院 十五日死亡 病院ヨリ部隊ニ通報アリ

遺骨ノ有無 ナシ（病院の衛生兵遺骨ヲ所持シ行方不明）

一、遺族現住所続柄氏名 本籍地に同じ 父 [redacted]

右相違無きことを証明する

昭和二十二年三月十四日

現住所 [redacted]

現認者 所属部隊 [redacted] 部隊

官等氏名 陸軍上等兵 [redacted]

事[illegible]明[illegible]

本籍地 [redacted]

所屬部隊 獨立混成第二十六聯隊第三大隊第十一中隊

官氏名 〃 陸軍 死亡當時 陸軍 軍曹 [redacted] 年 月 日生

一、役種、兵種、年次 豫、步、昭一二

一、死亡年月日時 昭和二十年三月十五日（乙）午前八時（乙）

一、同 場所 ラグナ湖附近のテレサ大江山洞窟内

一、同 區分 戰死

一、死亡事由又ハ病名及現認事由（發病年月日等）

[illegible]た [redacted] 軍曹は腕[illegible]
[illegible]を受けてゐた、
[illegible]（乙）敵は同居の上に
[illegible]て来た
[illegible]行ったが [redacted] 胸部に
[illegible]目が見え
[illegible]自決[illegible]して
[illegible]に[illegible]行った。
[illegible]あり両親
[illegible]
[illegible]推定して
[illegible]確信する。
[illegible]中隊の為に
[illegible]に入れば両人
[illegible]を脱出[illegible]は困難であった。
[illegible] [redacted]

一、遺骨の有無

一、遺族現住所氏名

右相違無キコトヲ證明ス

昭和二十五年一月二十五日

證明者 本籍 [redacted]
所屬 獨混二六 三大隊 第十一中隊
階級氏名 伍長 [redacted]

十一年生[illegible]

82-11

471

現認證明書

[redacted]民生部世話課

死亡者						
所屬部隊	本籍地	徴集	役種	兵種	死亡前級	死亡後級
第十四軍[illegible]戦[illegible]日初年度（[illegible]）	[redacted]	昭和一七	補充	兵技	一等兵	兵長
死亡年月日時	死亡區分	留守宅住所	死亡場所	死亡事由	續柄氏名	死亡者時の狀況
昭和二〇年三月[illegible]日	戦病死	[illegible]	[illegible]	大腸[illegible]	[illegible]	[illegible]

死亡者の係	遺骨、遺留品の有無
戦友	なし

右現認證明致します

昭和　年　月　日

現認者			
本籍	現住所	所屬部隊	官等氏名
[redacted]	[illegible]	第十四軍[illegible]戦[illegible]日初年度	陸軍 [illegible]

45-10

472

戰死確書

[redacted]

[redacted]年[redacted]月[redacted]日生

名

生年月日

留守担当者

部隊名

階級

戰死日時

戰死場所

戰死状況

鐵兵團

一等兵

昭和二十年三月十五日午前九時戰死

北鳥ルソン島 マニラ 山岳地

野砲隊ヨリ六鐵砲備隊ニ編入マニラヨリ三里前ニ於テ鐵橋警備[redacted]隊[redacted]小隊

新路隊ヨリ鐵兵團ニ編入時進出セル中戰死距離ハ砂中ニ埋葬ス

右ノ通リ戰死セルコトヲ確認ス

昭和二十二年三月二十二日

確認者

[redacted]

戰友 陸軍

[redacted]

1-11

473

戰歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(近年)　[illegible]

一、徵集年　[illegible]　役種　補　兵種　[illegible]

一、官等(死歿前)　[illegible]　(死歿後)

一、氏名　[redacted]　[redacted]年[redacted]月[redacted]日生

一、死歿場所　[illegible]

一、死亡區分並ニ事由　[illegible]

一、死歿年月日時間　昭和[illegible]年三月十五日十[illegible]時

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認(證明)ス

昭和[illegible]年五月[illegible]日　元所屬部隊名　[illegible]

現住所　[redacted]

元官等級　[illegible]

氏名印　[redacted]

註　死亡事由ハ場所ハナルベクタツシタ特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲタツシタオ知ラセ下サイ

宛先　[redacted]

[redacted]地方世話部慰恤係

[illegible]

474

※ 保長 主任 取扱者 兵籍 整理番號 面號 第等

死亡現認證明書

※受付調製 年 月 年 月

死歿者

所屬部隊 固有第十四師團教育隊 通稱 戚第一五部隊

本籍地 [redacted]

徴集年 18 役種 幹 兵種 歩 官等 死前 見 死后

氏名 生年月日 [redacted] 年 月 日生

死亡年月日 昭20 3 15

死亡場所 比島バカバツノ

死亡区分 戯 北

傷病名 全身砲彈爆創

認定資料

留担当守者

現住所 本籍地に同じ

續柄 文 氏名 [redacted]

戸主氏名 同上

死亡者續柄 文

發病受傷年月日

入院年月日

發病受傷場所

入院場所

受傷に至る迄の狀況 死亡に

昭20 3 15 比島バカバツノに於て敵ロンキード機の爆撃を受け全身爆創に依り戯北す

25-11

475

入死	隊亡者	後歴	遺骨状況
18 12 25	19 1 19	19 1 26	20 3 15
歩兵二九聯隊ニ入営	宇品港ヲ発	マニラ上陸	見習士官

現認者			所	※見	調製上の注意
現住所	所屬部隊	死亡者との関係			一、※印の箇所は當部にて記入す 二、復歴欄には入隊より戦死に至る迄詳細に記入のこと 三、戦死當時の状況は特に明瞭詳細に記入のこと 四、一部調製とす 鉛筆書は不可 五、本書送り先は [redacted] 教育民生部第一世話課現認係とす
[redacted]	戦第一五〇部隊	戦友			
		階級			
		少尉			
		氏名			
		[redacted]			

25-12

476

現認証明書

[redacted]

昭和　年　月　日

所属部隊	野戦機関砲第五三中隊
所属部隊通称号	威第三一八八
本籍地	[redacted]
徴集年	
役種	予
兵種	野砲
階級	上
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
死亡年月日時	昭20.3.28
死亡場所	比島ルソン島セルバンテス
死亡区分	戦病死
傷病名及受傷病年月日	マラリヤ?熱 昭和20年3月[illegible]日発病
留守宅住所氏名	[redacted]
続柄	[illegible]

死亡当時の状況

貴[illegible]ヨリ[illegible]ニ[illegible]シ[illegible]ヨリテ勝利ヲ[illegible]
不屈戦場ニ斯ツ[illegible]三日ニ[illegible]デ経過[illegible]リ[illegible]
[illegible]発病増悪シ[illegible]一路トナリ
有様ナク薬石ノ効ナク遂ニ一五日頃死亡セリ[illegible]
戦力増強ノタメ全力[illegible]ナリ

死亡者トノ関係	戦友
当時ノ証拠書類	ナシ

右現認証明致シマス

昭和二一年三月一四日

本籍地	[redacted]
現住所	現住所ニ同ジ
所属部隊	野戦機関砲第五三中隊
官等級氏名	陸軍衛生上等兵 [redacted] ㊞

㊞ [illegible]二二[illegible]報告[illegible]

昭和22.9.4

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　根武集團直轄中隊[redacted]隊

一、徵集年　昭和十六年八月三日　役種　補充兵　兵種　野砲兵

一、官　等（死歿前）　陸軍二等兵（死歿後）　陸軍一等兵

一、氏　名　[redacted]　[redacted]年[redacted]月[redacted]日生

一、死歿場所　比島ルソン島カルンバン敬吉備中

一、死亡區分並ニ事由　[illegible]部及ビ大[illegible]部貫通

一、死歿年月日時間　昭和二十年三月十五日午後二時二十分

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認（證明）ス

昭和二十二年六月四日

元所屬部隊　東部五十二部隊

現住所　[redacted]

元官等級　陸軍上等兵

氏名印　[redacted]

（註）死亡事由、場所ハナルベクタワシク特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ、生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ。

宛先　[redacted]

[redacted]地方世話部認定係

[redacted]

5-10

478

戰歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(通稱號) 独立歩兵第三五九部隊(威一〇六七二部隊)

一、徵集年 服一八 役種 一補 兵種 歩兵

一、官等(死歿前) 一等兵 (死歿後)

一、氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一、死歿場所 比島ハミニ岬 鉄原山

一、死亡區分竝ニ事由 戰病死 マラリヤ 第常養兵調

一、死歿年月日時間 昭和 20年 3月 15日

一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted]

右確認(證明)ス 父 [redacted]

昭和 年 月 日 元所屬部隊

現住所 [redacted]

元官等級

氏名印 [redacted]

(註) 死亡事由、場所ハナルベクワシタ特ニ終戰後ノ死亡ハ關係ニ、生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲタワシタオ知ウセドサイ

宛先 [redacted]

[redacted] 地方世話部認定係

[redacted]

27-10

479

死亡者確認證明書

一、死亡者所屬部隊名（固有名 通稱号） 部隊配屬前なりしため無し

一、徴集年（任官年）、役種兵種 昭和十八年 徴集 現役 歩兵

一、死亡者本籍地 [redacted]

一、官等級（發令年月日） 死亡前陸軍見士（發令年月日昭二〇、一三）死亡後陸軍少尉

一、氏名 生年月日 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] 生

一、死亡年月日時刻 死亡區分 昭和二〇年三月十五日午 時 分（推定）

一、死亡場所 比島ルソン バギュー南方三十粁分哨

一、死亡事由（戰傷病死ニ依リテハ傷病名及ビ受傷發病年月日入院年月日及ビ前後ノ狀況） マラリヤノ脚落伍

一、遺骨遺留品ノ狀況 ナシ

右確認證明ス

元所屬部隊名 旭兵團（オ二十三師）歩兵オ七十二聯隊

現住所 [redacted]

元官等級氏名 陸軍少尉 [redacted] 印

復員年月日上陸地 昭和二十一年十月六日 名古屋上陸

3-1

480

死亡現認証明書

死亡者	所属部隊名	比島派遣威一〇六八八部隊[redacted]隊
	官等級氏名	陸軍兵長[redacted]
	本籍地	[redacted]
	死亡年月日	昭和二十年三月十五日頃
	死亡ノ区分	戦病死
	死亡ノ場所	比島ルソン島アラヤ市北方イポ附近
	傷病名	マラリヤ
	遺骨遺留品ノ処分	戦病死シ戦況ノ為遺骨持帰ラズ(遺骨所持者生死不明)
	現認ノ事由	イポ陣地ニテ発病(マラリヤ)ノ一週間後(陸軍病院ニ三日位後病院ヨリ死亡ノ通知アリ)遺髪安置ス
	証明ノ年月日	昭和　年　月　日
現認者	所属部隊名	比島派遣威一〇六八八部隊[redacted]隊
	官等級氏名	陸軍上等兵[redacted]
	現住所	[redacted]
記載上ノ注意		[illegible]

183-21

6.42

部長	課長	科長	連帶者

昭和二十二年　月　日 [redacted]（第　號）

死亡者調査表

[redacted]

昭和三十二年六月廿四日調製

地方世話部

調製者

整理番號	所屬部隊	固有名	通稱號	留守業務局所管課
		※ 五師工兵隊	※ 成	※ 四六〇八

徴集年	役種	兵種	官等級	死亡時の官等並に發令年	死亡級	氏名	生年月日
※ 14	※ 豫	※ 工兵		※ 兵長	伍	※ [redacted]	[redacted]

本籍地	留守擔當者	現住所	續柄氏名	死亡年月日時	死亡區分	死亡事由傷病名	死亡場所	遺骨遺留品の狀況
※ [redacted]		※	※	※ 20年3月15日 20時0分	※ 戦死	※	※	※

資料入手の經緯及所見	現認者	現住所	所屬部隊	官等	右現認す	死亡者名票記載	死亡者原簿番號	公報番號
※ 中部ルソン ボソイ 附近 戦死 死体ヲ現地埋葬		※ [redacted]	※ 五師団工兵隊 中隊	※ 被長				

判決	官詮	等級議	未歸還届	有	無
				左第32號	

◎本表中※印の欄以外は世話部にて記入すること

◎記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

17-10

482

昭和二十二年　月　日　[redacted]（第　號）

死亡者調査表

[redacted]

昭和二十二年　7月　29日調製

地方世話部

調製者

部長	課長	科長	連帯者

整理番號	
所屬部隊	固有名 ※ 機歩ニ聯隊
	通稱號 ※ 專ノ二ノ・・
	留守業務局所管
徴集年	※ 昭大ノ
役種	※ 現役
兵種	※ 歩兵
官等級	
死亡時の官等並に發令年月日	※ 上
死亡後	伍
氏名（フリガナ）生年月日	※ [redacted]
本籍地	※ [redacted]
留守擔當者	
現住所	※ 右ニ同シ
續柄氏名	※ 父
死亡年月日時	※ 20年3月中日
時分	乙
死亡場所	※ ルソン島クラーク飛行場附近
死亡區分	※ 戰死
死亡事由傷病名	※ 機銃掃射
發病（受傷）年月日	※ 年月日
死亡直前の職務	※ 一般兵
遺骨遺留品の狀況	※ 不明

資料入手の經緯及所見

※ 終戰時後宮後收容所に於て本人班長 [redacted] 軍曹より戰死せる旨聞知す

右現認す

現認者	
現住所	※ [redacted]
所屬部隊	※ 戰車ニ帰国機動歩兵ニ聯隊
官等	※ 上等兵
氏名印	[redacted]

判	
官詮	
等級	
決議	

未歸還届

死亡者名票記載	
死亡者原簿番號	
公報番號	

有	無
第	45 號

本表中※印の欄以外は世話部にて記入すること

◎記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

31-10

483

986

昭和二十二年　月　日　[redacted]公（第　號）

死亡者調査表

[redacted]

昭和二十二年六月十四日調製

地方世話部

調製者

部長	課長	科長	連帯者

整理番號

所屬部隊　固有名　通稱號

徴集年　役種　兵種　官等級

死亡時の官等並に發令年月日

死亡役　氏名　生年月日

本籍地

留守擔當者　現住所　續柄氏名

死亡年月日時

死亡區分

死亡直前の職務

死亡事由傷病名

遺骨遺留品の狀況

資料入手の經緯及所見

現認者　現住所　所屬部隊　官等

右現認す

氏名印

判決

官等　級議

未歸還届

有　第　號

無

死亡者名票記載

死亡者原簿番號

公報番號

◎本表中※印の欄以外は世話部にて記入すること

◎記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

14-10

484

657 仏武 22.5.22

部長	課長	科長	連帯者

昭和二十二年　月　日 [redacted] 留公（第　號）

死亡者調査表

[redacted] 昭和二十二年 四月二十八日調製

地方世話部

調製者

所属部隊	固有名	通稱號	留守業務局所管課
	※百五師兵隊	※城一百六十八	

徴集年	役種	兵種	官等級	死亡時の官等並に發令年月日	死亡後	氏名	生年月日
※ 18	※ 補	※ 工兵		※ 一ト兵	兵	※ [redacted]	[redacted]

本籍地	留守	現住所	擔當者	續柄氏名	死亡年月日時	死亡區分	死亡事由傷病名	死亡場所	死亡直前の職務	遺骨遺留品の狀況
[redacted]	※ 2	※	※	※ 父	※ 2年3月	※ 戦死	※ 頭部貫通銃創	※ 中部ルソン ボソン	※	※ なし

資料入手の經緯及所見	現認者			右現認す	現住所	所属部隊	官等	氏名印
※ [redacted] 部隊人員二十中部ルソンボソン 附中の戦斗に於て戦				※	※ [redacted]	※ [redacted]	※ [redacted]	[redacted]

死亡者名票記載	死亡者原簿番號	公報番號

判	官詮	級議	未歸還届

無	有	第	號
	と	400	

◎本表中※印の欄以外は世話部にて記入すること

◎記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

58-10

485

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 氏名 [redacted]

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 [redacted]

派遣 [redacted] 第 部隊 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年 昭一四年 「役種」「兵種」「兵」死亡前官等級陸軍上等兵 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年二月十五日 [illegible]

五、戰死現認ノ程度 本人ト同隊 [redacted] 兵長 [illegible]

六、遺骨歸還ノ有無 ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 昭和二十年二月十五日 早朝米機ノ投下爆彈ニ

戰死

八、死亡區分 戰死 事由 爆創 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立ヲ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地 二一、一二、三〇 名古屋

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [illegible] 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年 月 十五日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 戰友

所屬部隊名 獨立集成第一大隊第三中隊

兵種 步兵 官等級陸軍 軍曹 氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

103-10

486

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 隊 大隊第三中隊

三、戰死者徵集年 昭和二十年「役種 横役」兵種 步兵 死亡前官等級陸軍 享年 任官進級 年 月 日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十五日 ルソン島ツゲール州マニラ市東方二十粁 山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 推定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

昭和二十年三月ヨリ [redacted] 大隊ハ連合軍ト本格的交戰ニ入ル、三月十五日 猛烈ナル 砲撃 軍ヲ受ケ第三中隊ハ為メニ莫大ナル損害ヲ受ケ、ニ於 [redacted] 上等兵ハ 戰隊中ニアリ防戰中戰死セルモノト推定ス

八、死亡區分 戰死 事由 砲片創 發病年月日 昭和二十年三月十五日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存 幹部 [illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 二月十四日 [redacted]

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級送官

所屬部隊名 比島派遣振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 大隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

前書ノ通リ相違ナキコトヲ證明ス

通知廿六年四月[illegible]日

[redacted]

140-11

487

現認證明書

本籍元 [redacted]

所屬部隊 [illegible]

一死亡年月日時 [illegible]

一死亡場所 [illegible]

一死亡區分 戰傷死

一傷(病)名 [illegible]

一死亡當時ノ狀況 [illegible]

右現認ス

昭和二十二年五月二十日

現認者 [illegible]

[illegible]

4-10

488

12507

印	寶	加長	志津野	住	兵	兵	係	印

現認（死亡）證明書

所属部隊	国有名	臨時歩兵第八大隊	通称號	[redacted]	大隊
位	役	兵	官等級	一	官等級
本籍地	[redacted]				
現住所	右ニ同ジ	留守担当者	續柄氏名	文	[redacted]
氏名	[redacted]				
死亡年月日時	昭和二十年三月中旬	昭和二十年前	時	分	死亡場所
死亡区分	戰死	傷病名	頭部貫	貫病受傷	昭二十三中
遺骨遺留品の有無	無シ			米埔還居	有
死亡時の狀況及所見	君ハ代山及八十代山の狭谷にて中隊集結中米軍優勢機に發見され迫事砲の集中射撃を受け猛烈なる攻撃にて負傷者續出す此の時氏は頭部に破片の盲貫を受け殆んど致命傷とも云ふべきものにして他に數ヶ所の破片創を受けり茲に戰死す				

現認者

右現認ス。

昭和二十二年八月三十日

元所属部隊官等級 臨時歩兵第八大隊 陸軍少尉

現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

二十一、五

3723 登送済

昭	行	名	漢	留守名	印

通料資きがえぼ

軍邦

索部別		担任		地区		区分	

A資料提供者	B 未帰還者資料					入手
詳細な本人との関係	詳細な状態	場所	時期	所属部隊（職域又は住所）	屆 有無	経緯
	挺進隊に所属 到火台に浸入せる敵に挺進切込作戦 顕那貫通銃創を受け戦死した もせと思ふ	比島呂宋島リザール州 モンタルバン東方二野到火台附	昭和 20年 3月 15日		役種（現召） 兵種（職業） 階級（職名）	34 3
所属（職域名） 八十 [redacted] 才団 [redacted] 階級（職名） 大尉	現住所 [redacted]	甲乙丙	甲乙丙	甲乙	氏名 [redacted]	時期 招致
		区分		留守宅	本籍	
		甲乙丙	甲乙丙		甲乙	年 甲乙
			摘要			官公署
氏名 [redacted]	本籍				月 日生 甲乙	
					甲乙	出時 才
		C所見				調製

引 有無 済 | 戦 ム 中 校 | 番号

490

現認證明書

[redacted] 地方世話部

死亡者

所属部隊	本籍地	徴集	役種	兵種	死階亡前級	死階亡後級	氏名
旭兵団威第一三一六部隊野砲第一連隊[redacted]獨立中隊	[redacted]	昭一	二國	野砲兵	一等兵	兵長	[redacted]

死亡年月日時	死亡區分	留守宅住所氏名	死亡場所	死亡事由	續柄
昭和二十年三月十八日時分	戦死	[redacted]	ボンドツク街道トリンニクツト地区	機銃掃射腹部貫通	弟

死亡當時の狀況

バギオ七四兵站病院撤收後ボンドツク街道トリンニクツト地区にあり敵編隊に出あい[redacted]居敵グラマン機の為機銃掃射にて最后を遂ぐ

死者の係と關

東部第十二部隊当時より戦友なり

右現認證明致します

昭和二十二年六月七日

現認者

本籍	現住所	所属部隊	官等氏名
[redacted]	〃	旭兵団威第一三一六部隊野砲第一連隊[redacted]中隊	陸軍 上等兵 [redacted]

(印)

大川納

91-10

491

1643

公表

本表中※印の欄以外は世話部にて記入すること

記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

連帯者	科長	課長	部長

昭和二十二年　月　日 [redacted] 公（第　號）

死亡者調査表

昭和二十二年 7 月 30 日調製

[redacted] 地方世話部

調製者

整理番號	
所屬部隊	固有名 ※ 鉄道八聯
	通稱號 ※ 威二四四
	留守業務局所管
徴集年 ※	
役種 ※	兵
兵種 ※	工
官等級	
死亡時の官等並に發令年月日 ※	伍
死亡後	軍
氏名 ※	[redacted]
生年月日	[redacted]
本籍地 ※	[redacted]
留守擔當者 現住所 ※	同右
續柄氏名 ※	兄
死亡年月日時 ※	20年3月16日
時分	
死亡場所 ※	ルソン島ムンタルバン東北方七粁
死亡區分 ※	戦死
死亡事由傷病名 ※	
遺骨遺留品の狀況 ※	
死亡直前の職務 ※	

資料入手の經緯及所見

※昭20年3月17日午前二時ムンタルバン東方七粁の地点敵陣地に斬込み迫害砲弾に依り戦死す

右四中隊長より聞き認定す

現認者	
現住所 ※	[redacted]
所屬部隊 ※	[redacted]
官等 ※	伍長
氏名	[redacted]

判決	
官等級	
未歸還届	
無	有
	第185號

死亡者名票記載

死亡者原簿番號

公報番號

54-10

492

事實（現認）證明書

本籍地

現住地 [redacted]

所屬部隊 固有部隊名 [redacted]

通稱號名 [redacted]

官等級氏名（死亡前）[redacted]

年 [redacted] 月 [redacted] 日生

右の者昭和二十年三月十六日午後時分 ルソン島 リサール州

[illegible]に於て戰死（病傷名 [illegible]）したことを證明する

昭和二十二年 [illegible] 月十八日

所屬部隊 [redacted]

現住地 [redacted]

死亡者との關係 大隊附 [redacted]

（舊）職官等級氏名 [redacted]

41-10

493

戰病死證明書

[illegible]

155-11

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主、本人

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣 振武集團 第[redacted]番 [redacted]

三、戰死者徵集年 昭和六年「役種兵役」兵種 歩兵 死亡前官等級陸軍 下兵 任官進級年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十四日午前一時 比島リサール州マニラ東方二十粁の岳

五、戰死現認ノ程度 確認

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 通信班トシテ 任務ニ通進中 砲弾ヲ受ケ受傷 戰死ス

八、死亡區分 戰死 事由 右新陣地ニ通信班 砲弾破片創 發病年月日 昭和二十年三月十四日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者屬官ニ依リ成立シ、部隊職務發現者、附郵等ニテ發現スルカ、整理豫定ス、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 十二女

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十年十二月十一日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [redacted]

所屬部隊名 比島派遣 振武集團 [redacted]

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明節所

右相違ナキ事ヲ證明ス

昭和廿壹年十二月卅壹日

[redacted]

167-11

495

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 氏名 [redacted]

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 [illegible] 派遣 第 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者發集年 「昭和十五年」「役種」「役」「兵種」「兵」死亡前官等級陸軍 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年 [illegible]

五、戰死現認ノ程度 戰死確認

六、遺骨歸還ノ有無 見込ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 [illegible]

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他 (上陸地ニ於テ死亡者發生ニ依リ申立カ、部隊陸軍整理班、[illegible]ヲ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入) 申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

十、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

[illegible] 現住所 [redacted]

[illegible] 兵種 官等級 陸軍 氏名 [redacted] 印

[illegible] [redacted]

496

所屬	固有名	南方第十二陸軍病院	本籍 [redacted]
	通稱	成第一〇六三部隊	
任官	昭十四年	國民	一等兵 [redacted]
官等	陸軍	上等兵	
留守	現住所	本籍に同じ	續柄 妻 氏名 [redacted]
死亡	年月日時	昭和二十年三月十八日	死亡事由 バヤオ山手陸軍病院ニ於テ 戦病死
	場所	ルソン島バヤオ	傷病名 栄養失調症
	區分	戦病死	發病年月日 昭和二十年二月十日
遺骨			遺骨 遺留品 十七
遺人の死亡		バヤオ山手陸軍病院ニ勤務	遺人の復員の經緯 南方第十二陸軍病院ヨリ復員
知の理由			

右證明す　昭和二十二年一月十九日

現住所 [redacted]

所屬部隊 南方第十二陸軍病院附

官等 陸軍衛生 大尉 氏 [redacted]

6-11

497

戦(現認)證明書

本籍地 [redacted]

現住所 [illegible]

所属部隊 [illegible]

徴集年 昭19

官等級 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月十七日 時

分 ルソン島ニ於テマラリヤニ依リ戦傷

病死シタルコトヲ證明(現認)ス

昭和二十年四月十三日

所属部隊 職名 [illegible]

官等級 [illegible]

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ詳記ス

一、職名ハ中・小隊長、砲手、操縦手等ト詳記ス

[redacted]

34-10.

498

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　[illegible]

一、徵集年　[illegible]　役種　[illegible]　兵種　[illegible]

一、官等（死歿前）　[illegible]　（死歿後）　[illegible]

一、氏名　[redacted]　[redacted]年　[redacted]月　[redacted]日生

一、死歿場所　[illegible]

一、死亡區分並ニ事由　[illegible]

一、死歿年月日時間　昭和　[illegible]年　[illegible]月　[illegible]日　[illegible]

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認（證明）ス

昭和　[illegible]年　[illegible]月　[illegible]日

元所屬部隊名　[illegible]

現住所　[redacted]

元官等級　[illegible]

氏名印　[redacted]

註　死亡事由、場所ハナルベククソシク特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナッタ者ハソノ前後ヲクソシクオ知フセ下サイ

宛先　[redacted]

地方世話部　[illegible]係

88-10

499

公未 9

昭和二十二年　月　日 [redacted] 留公（第　號）

死亡者調査表

昭和二十二年 6 月 11 日調製

地方世話部 調製者

所属部隊	固有名	通稱號	留守業務局所管課
上の三七八	戚	二百四	比

徴集年	役種	兵種	官等級	死亡時の官等並に發令	死亡後	氏名
16	補	兵技		年月日	上	[redacted]

本籍地	留守	擔當者	現住所	續柄氏名
[redacted]			同右	父

死亡年月日時	死亡區分	死亡事由傷病名	死亡場所
年3月17日 時分	戚	爆弾ニ依ル	比島 アンバリテイ

死亡直前の職務	遺骨遺留品の狀況
現認者ト同職ニ	遺骨ハ工家族ト交付者

資料入手の經緯及所見	現認者	現住所	所属部隊	官等
現認者ト同部隊ニ服務シ最后ノ日モ同部隊ニ服務中約十米程先行シタ為爆気ニ依リ首ヲ失イ胴体ハ現認者ノ日埋没スル	現認す	[redacted]	留守部隊	技術伍長

氏名印	死亡者名票記載	死亡者原簿番號	公報番號
[redacted]			

判決	官等級	未歸還届	有	無
			方	第

○本表中※印の[redacted]は世話部にて記入すること

◎記載上の注[redacted]履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく讀んでから記入の事）

97-10

500

戦(病)死証明書

項目	記載
本籍地	[redacted]
所属部隊	[redacted]
官等級	陸軍 衛生 伍長
氏名	[redacted]
死亡年月日時	昭和二十年三月二十七日 時 分
死亡区分	戦死
死亡場所	[redacted]
傷病名	[redacted]
戦(病)死当時の状況概要	[illegible]
死亡者との続柄	[illegible]
氏名	[redacted]
現住所	[redacted]
所属部隊名	[illegible] [redacted] [illegible] [redacted]
証明者 官等級 氏名	陸軍 [illegible] [redacted]

右証明す

昭和二十三年十月十日

[redacted]

4-2-11

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主

氏名 [redacted]

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 部隊 [redacted] 大隊第三中隊

三、戰死者徵集年 昭和九年「役種 [illegible]役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍上等兵 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十七日、ルソン島ハサル州ニヨリ 市東方約二十粁ノ山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 確定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

[redacted] 大隊ハ三月上旬ヨリ本格的ノ交戰狀態ニ入ル、大隊最前面、第三中隊ハ終始猛烈ナル砲爆撃ヲ受ク、三月十七日 [redacted] 上等兵ハ野隊中ニテ爆撃ニヨリ殪ル

八、死亡區分 戰死 事由 全身爆創 發病年月日 昭和二十年三月十七日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者登録ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存幹部ニヨル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年二月十六日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級医官

所屬部隊名 比島派遣振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 大隊本部

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

一、三、一〇、證明ス、

昭和二十二年三月十二日

[redacted]

77-10

502

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted]

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣 第一二一〇三部隊 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年「昭和十六年」「役種 現役」「兵種 兵」死亡前官等級陸軍 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十七日サンマニエルニテ

五、戰死現認ノ程度 現認スルモ顔面不明

六、遺骨歸還ノ有無 ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

昭和二十年三月十七日サンマニエル戰闘中敵ノ銃砲ニテ頭部ニ名中戰死ト確実

八、死亡區分 戰死 事由 銃砲 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立書ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 母

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 參月 一日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 前班長

所屬部隊名 比島派遣 一二一〇三部隊

兵種 官等級 陸軍 兵長

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 前記ニ通リ相違ナキコトヲ證明ス [redacted]

戰時死亡現認證明書

區分　記事

本籍地　[redacted]

所屬部隊（固有名）　比島派遣臨時機關銃第十八隊

役種徴集年　現役　十八年徴集

官等級氏名　死亡前ノ官等級　陸軍兵科見習士官　死亡後ノ官等級　陸軍少尉　[redacted]

留守擔當者住所氏名　[redacted]

死亡

年月日及區分　昭和二十年三月十七日　時　分戰（傷病）死、公務死、死

場所　ルソン島プライデン

傷（病）名　砲撃ノタメ

内地港出發年月日　戰地到着年月日　昭和十九年八月十七日門司發　同年十月十二日マニラ上陸

勤務ノ概要　小隊長

受傷（罹病）年月日時

場所

傷（病）名

現認者所屬　昭和二十年十月十日　上陸復員者

官氏名印　比島派遣独立歩兵第三五八大隊　陸軍少尉　[redacted]

證明書

事實

死亡者遺族に就いて

所屬部隊名	通稱號
本籍地	[redacted]
遺族の住所	
徴集年	
役種	
兵種	
階令 級年 同月 同日	
死亡前	年 月 日
死亡後	年 月 日
氏名	[redacted] 年 月 日生
籍柄氏名	
固有名	

死亡年月日時刻 昭和二十年五月十八日午前後 時 分

死亡場所

死亡區分 下記の處であてはまる箇所に○印を附すこと

戰死 戰傷死 戰病死 其の他

死亡の原因又は病名 發病年月日及現認事由 死体の處置 其の他參考事項

此島南部呂宋島バタンガス州カルバン平島ニ於テ昭和二十年五月十八日ノ戰斗ニ於テ戰死シタルモ同郷ノ[redacted]上等兵團入タルモ其ノ後ノ戰斗ニ於テ[redacted]上等兵モ戰死

死亡者との關係 同郷 戰友

遺骨遺留品の有無及び無い場合の理由 ナシ

保管場所

右現認證明致します

昭和 年 月 日

現認者

現住所 [redacted]

所屬部隊 [illegible]

官等氏名 陸軍 [illegible]

10-12

505

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右ニ同シ

所屬部隊 船舶工兵方三十二聯隊

官氏名 陸軍 上等兵（死亡前）[redacted]

死亡場所 ルソン島カガヤン渕バヤオ

死亡區分 戰死

死亡日時 昭和二十年三月十八日

死亡傷（病）名 [redacted]

留守擔當者住所

續柄氏名 妻 [redacted]

右證明する

昭和二十二年二月二十六日

[redacted]

2-16

506

死亡事實(現認)證明書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

所屬部隊 輜重兵第八聯隊第一大隊

徴集年 昭和十六年

官等級 陸軍主計曹長

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月十八日八時

分ルソン島ボソボソニ於テ戦斗ニ依リ戦傷

[redacted]死シタルコトヲ證明(現認)ス

昭和二十年五月五日

所屬部隊 職名 輜重兵第八聯隊第一大隊

官等級 出納官吏 陸軍主計准尉

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シテルモノハ詳記ス

一、職名ハ中・小隊長、砲手、操縦手等ト詳記ス

[redacted]

26-10

507

死亡事實證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右ニ同ジ

所属部隊 十四軍獨立混成第五十四旅團獨立歩兵第三十六大隊 [redacted] 隊

(固有名)

徴集年 昭和十二年 官等級 陸軍上等兵

氏名 [redacted]

右の者 昭和二十年三月十八日 午前三時 分(所刻不明)

ラヤナン要塞七・高地 ニ於て 無名川徒渉中機銃射撃 に依り

戦(死)傷病 死亡なることを認む

昭和二十二年 二月二十二日

現認者 現住所 [redacted]

職業 氏名 [redacted]

元陸軍事長

注意 死亡地點 受傷部位 病名 等判明しあるものは詳記す

戦傷病死者との関係に付き詳記す

9-11

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）威第一〇三一五部隊（第六鉄道輸送司令部）
一、徵集年 昭和十四年 役種 予備 兵種 歩兵
一、官等（死歿前）上等兵 （死歿後）
一、氏名 [redacted] [redacted]年[redacted]月[redacted]日生
一、死歿場所 ビ島 マニラ南方 5K
一、死亡區分並ニ事由 敵の襲撃戦死十（頭部貫通銃創）
一、死歿年月日時間 昭和 20年 3月 18日 時
一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted]

右確認（證明）ス

昭和 22 年 4 月 5 日

元所屬部隊名 威第一〇三一五部隊
現住所 [redacted]
元官等級 陸軍上等兵
氏名印 [redacted]

又 [redacted]

註 死亡事由、場所ハナルベククワシク特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ

宛先 [redacted]

戰歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(通稱號) 戚第一〇三一五部隊
一、徵集年 昭十二年 徵集 現役兵 兵種 歩兵
一、官等(死歿前) 兵長 (死歿後)
一、氏名 [redacted]
一、死歿場所 [redacted]年 [redacted]月 [redacted]日生
一、死亡區分故ニ事由 砲弾ニ依リ腹部貫通銃創ニテ戦死ス
一、死歿年月日時間 昭和二十年 [redacted]月 [redacted]日不詳 [redacted]時
一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted]

右確認(證明)ス

昭和 年 月 日

元所屬部隊名 戚第一〇三一五部隊
現住所 [redacted]
元官等級 陸軍兵長
氏名印 [redacted]

註 死亡事由、場所ハナルベクタワシタ特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナッタ者ハソノ前後ヲタワシクオ知ラセ下サイ

宛先 [redacted]

地方世話部慰恤係

95-1

510

證明書

所属部隊　固有名　通稱號　盟兵團吉田大隊

徴集年	役種	補一	兵種	歩兵	官等級	死亡前陸	死亡後	氏名
昭17								[redacted]

年[redacted]月　日生

本籍地　[redacted]

死亡年月日　昭和二十年三月十八日

死亡区分　戰死

死亡場所　ルソン島ガリアノ

留守担当者　現住所　[redacted]

統柄　母

氏名　[redacted]

死亡事由傷病名　爆撃に依る

死亡前後の階級　履歴に示す通りミンダナオ第百師團馬員として出發目的地への上陸不可能ふるため上述の命令系統のふきため死亡者時近二等兵ふるも平吉中ふ是一等兵に進級後死亡せるものと思料す

遺骨遺留品　無し

履歴

昭19.3.14　教育召集　昭19.5.31　除隊

昭19.6.15　充員召集中部第2部隊へ入隊　昭19.9.22　第百師團馬員として下関出發　昭19.10.5　台湾高雄に上陸

昭19.12.27　高雄出發　昭和20.1.1　北サンフエルナンドに上陸

昭20.1.8　盟兵團[redacted]大隊へ轉属を命ぜる　昭20.3.18　彈薬庫警備中空襲に依り戰死

所属部隊　盟兵團吉田大隊　階級　陸軍一等兵　本籍地（現住所同じ）　[redacted]

[redacted]

511

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄　戸主 [redacted] 氏名 [redacted]

二、所屬 國有部隊名 [illegible] 派遣 [redacted] 部隊 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年「昭一二年」「役種 [illegible] 役」「兵種 [illegible] 兵」死亡前官等級陸軍 [illegible] 任官 [illegible] 月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 [illegible]

五、戰死現認ノ程度 推定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

[illegible]

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和二十年 三月十八日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者發音ニ依リ中立カ、部隊調査整理班、戰部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）中立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

[illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 四月二十五日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 [illegible] 兵種 [illegible] 官等級 陸軍 [illegible] 氏名 [redacted]

市町村長證明箇所

右ノ通リ相違無之候也

昭和二十二年 五月 [illegible] 日

[redacted]

[illegible] 昭和 22.5. [redacted]

91-10

512

戦死者證明書

戦死者氏名 [redacted] 本人氏名 [redacted] 生年月日 [redacted]

戦死当時ノ所属部隊名（通称号及固有ナル十字部名迄記入）

固有名 歩兵第六十三聯隊

通称号 [redacted]隊

戦死者ノ教育年次及種 [redacted] 兵種 [redacted] 戦死前ノ官等及判明シタル其ノ在官年月日 歩兵 陸軍伍長（昭和 年 月 日 [redacted]）

戦死年月日 昭和二十年三月十八日 時刻及戦死場所 時刻不明分 場所 バレテ峠ヤナギ陣地

戦死認定ノ経過（見ノ白ノ白骨カ見ノ直接白分デ骨埋ヤシタ、戦友等ヨリ聞キ知リタル旨ヲ記載ス）

白ノ白骨ヲ拾ス

遺骨収還ノ有無（見込ヲ記入ス）

無シ

戦死当時ノ状況ノ概要

分隊ハ、コヤレテ峠ヤナギ陣地ニ於テ戦闘ヲ継続シ、所近ノ陣地ハ悉ク敵手ニ帰ス 分隊ハ三月十六日以来敵ノ包囲攻撃ヲ受ケ無援孤立ノ中戦闘ヲ継続シ兵損害続出 隊長ハ行動困難ト同時ニ陣地後方約八〇〇米ノ地点ニ於テ敵襲ヲ受ケ壮絶ナル死亡 三月十八日夕刻ノ敵ノ陣地撤退ノ決意 [redacted] 隊本部ヘ連絡ノタメ出発ロニ陣地後方約八〇〇米ノ地点ニ於テ敵襲ヲ受ケ壮絶ナル死亡 戦死者等悉ク大隊本部ヘ連絡ノタメ出発ロニ陣地後方約八〇〇米ノ地点ニ於テ敵襲ヲ受ケ壮絶ナル死亡

戦死

事由 右ノ傷病名（負傷部位及創、胸部貫通銃創、戦死ヲ証明スル書類ニ記載シタル事実ヲ記載ス）

詳細不明ナレ共、数発ノ敵弾ヲ受ケタルモノト思ハレス

其ノ他（陸地勤務ニテ死亡者ハ戦死者ニ準ジ、其ノ他ハ陸地勤務ニテ死亡者ハ戦死者ニ準ジ、又ハ不明カ等ノ一記載ス）

上陸地ニテ申告清

遺族ノ現住所 戦死者ト続柄 遺族ノ氏名

[redacted]

続柄 父 氏名

右ノ通リ戦死セラレタル事ヲ証明ス

昭和二十年二月十日

証明者ノ現住所 戦死者ト同隊ノ者ノ所属部隊名、階級、氏名、印

[redacted]隊

戦友（同分隊）

前書ノ通リ相違無キコトヲ証明ス

昭和二十年二月十日

歩兵 陸軍伍長 [redacted]

128-11

受付 第 [redacted] 号 22.2.10

5/w

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted]

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 [redacted] 派遣 第 [redacted] 部隊 [redacted] 隊 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年 昭和十一年 役種 予役 兵種 兵 死亡前官等級陸軍 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 [redacted]

五、戰死現認ノ程 [redacted]

六、遺骨歸還ノ有無 ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 [redacted]

八、死亡區分 戰病死 事由 マラリヤ 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者要塞ニ依リ市立カ、部隊設置整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不發等記入） 市立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [redacted]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係

所屬部隊名 [redacted]

兵種 官等級 陸軍 [redacted]

氏名 [redacted]

市町村長證明箇所 [redacted]

158-11

514

事實證明書

本籍地 [redacted]

現住所

所屬部隊 第百三十七兵站病院（戦七ニ九六部隊）

後備軍 昭和七年一補 伏籠 兵種 衛生兵 官等級 死亡前 衛生上等兵 死亡後

氏名 [redacted] 生年月日 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

留守担当者 住所 [redacted] 妻 [redacted]

出征年月日 昭和十九年十月十八日 宇品港出帆

戦地到着年月日 昭和十九年十月二十八日 ペニウ巷 着

勤務概要 昭和十九年十月一日ヨリ 第百三十七兵站病院（ルソン島）ニ於テ 衛生兵ノ職務ニ服務ス

[redacted]

發病（受傷）年月日

發病（受傷）場所

病名（受傷部位）

發病（受傷）時ノ狀況

死亡年月日時刻 昭和二十年三月十八日 十時

死亡場所 比島ルソン島クラーク飛行場西方 深山

死亡区分 戦死

死亡時ノ狀況 敵ノ迫撃砲ニ病院山中後退セシ此ノ時患者輸送ニ従事シ居リ敵ノ砲撃ヲ直撃シ爆ノ爆死ス

右證明ス

昭和二十一年三月二十四日

本籍地 [redacted]

所屬部隊 [redacted] 第百三十七兵站病院 [redacted]

[redacted]

515

事實（現認）證明書

所屬部隊
固有部隊名 第十四方面軍 所設第十二機關砲隊
通稱號名 尚武一五四〇五
官等級氏名（死亡前） 見習官 [redacted]

本籍地 [redacted]
現住所

右ノ者昭和二十年五月一八日一〇時分
ルソン島クラークフィールドニ於テ戦死シタルコトヲ證明ス

昭和二十五年四月二十二日

固有部隊名 第十航空地区司令部
通稱號名 [illegible]部隊
本籍地 [redacted]
通官等級氏名 第十航空地区副官 陸軍中尉 [redacted]

2D-10

516

現認書

本籍地 [redacted]

屬部隊 比島派遣第一〇六六四部隊

官等氏名 陸軍曹長 [redacted]

右の者昭和二十年三月十七日午後五時比島ルゾン島南部「ボンボン」に於て大腿部に迫撃砲弾破片創を受け同月十八日午後五時戰死せり

右現認す

現認者住所 [redacted]

所屬部隊 比島派遣隊第一〇六六四部隊

官等氏名 陸軍伍長 [redacted]

[redacted]

地方世話部

20-10

517

死亡者（生死不明者）ニ関スル證明書

区分		記事	確度
死亡者	本籍地	[redacted]	
	所属部隊	第四十三教育飛行隊（威一〇六一八部隊）	
	官等級	陸軍一等兵（飛行兵） 死亡前	
	氏名	[redacted]	
	死亡年月日	昭和二十年六月十九日	
	死亡場所	比島パナイ島イロイロ州オパファン	
	死亡区分	戦死	甲
	死亡状況	昭和二十年三月十九日米軍上陸、弾薬欠乏、命ニ依リ山岳地帯ニ転進ノ止ムナキニ到リ転進ヲ開始セシモ敵砲爆亜下ニ遊行破壊ス ルモ一部ヲ支ヘ敵重囲ヲ突破セシモ末期最後ヲ 砲爆弾下ニ戦斗ヲ一部続ケ 全員戦死セシモノ ナリト認ム	
遺族	現住所	[redacted]	
	氏名	父 [redacted]	

[illegible]

遺骨遺留
局ノ概況

右の様なる状況の云ふ遺骨遺留等は如し

本之ノ関係

戦友

右之通調査無之候也

昭和二十二年五月三日

[illegible]
現在所
所属部隊 第四十三教育飛行隊

宮代名陸軍兵長 [redacted]

519

[redacted] 號

戰時死亡者現認ニ關スル件報告

昭和二十一年二月五日

[redacted] 地方世話部長 [redacted]

留守業務部長殿

歸還軍人ニ依ル首題ノ件左記ノ通リ報告ス

追而 本件ハ左記現認者ノ申出ニ依リ調製シタルモノニシテ當部ニ於テハ公報等處理シアラザルニ付為念

所属部隊	死亡 年月日	死亡 場所	事由	認識番号	役種 兵種	官等級	氏名	本籍地 / 留守担当者現住所 續柄 氏名
比島派遣 威第一〇六八部隊	昭二〇 三月 一九日	フィリッピン パナイ島 カバツアン飛行場	戰死		大正八年兵 予備 航空兵	兵長	[redacted]	[redacted] 妻 [redacted]

右現認ス

現住所 [redacted]

所属部隊 威第一〇六八部隊(第四十三教育飛行隊)

官等級氏名印 陸軍軍曹 [redacted]

留守業務部 21.2.14 204号

15-12

520

昭和二十一年　月　日

地方世話部　死亡者調査認定票

昭和二十一年　月　日

[redacted]

所属部隊名	固有名 独立機関銃二五大隊
本籍地	[redacted]
通稱名	威五七六六
徴集年	
役種	予
兵種	歩
官等級	
死亡前	歩尉
死亡後	中尉
氏名	[redacted]
死亡年月日時	昭20.3.19.11
死亡區分	戦死
死亡所	ルソン島イポー東南方アンガロト陸
傷病名	左胸部両大腿部爆弾破片創
留守者	
現住所	[redacted]
續柄	妻
氏名	[redacted]
調査認定	當番兵死体埋葬處理ス　遺骨ナシ
資料及資料ノ入手經路	現認者 [redacted] 陸軍一等兵 [redacted]
判決	戦死
官等級議	中尉ニ進級
点檢印	認定進級
	告知記録

名簿所見

戴	
抹消	
停平名簿頁	

39-42

521

戰（病）死證明書

項目	記載
本籍地	[redacted]
所屬部隊	[illegible] [redacted] [illegible] [redacted]
官等級	陸軍 [illegible]
氏名	[illegible]
生年月日	[illegible]
死亡年月日時	昭和二十年三月十九日 [illegible] 時 [illegible] 分
死亡區分	戰死
遺骨遺品ノ有無	無シ
死亡ノ場所	[illegible] [redacted]
死亡ノ事由（傷病名）	全身 [illegible]
戰（病）死當時ノ狀況ノ概要	[illegible]
遺族 現住所	[redacted]
遺族 續柄	妻
遺族 氏名	[redacted]
證明者 現住所	[redacted]
證明者 死亡當時ノ職務	[illegible]
證明者 所屬部隊名	[illegible] [redacted] [illegible] [redacted] [illegible]
證明者 官職	[illegible]
證明者 氏名	[redacted] 印
市町村長の證明	[illegible]

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted] 孫

氏名 [redacted]

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 [illegible] 比島 派遣 第 [redacted] 兵團 部隊 [redacted] 大隊本部通信班

三、戰死者徵集年 昭七年「役種 兵役」「兵種 兵」死亡前官等級陸軍 [illegible] 任官 [illegible] 年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年二月十九日午後一時頃、ルソン島リサール州マニラ東方約百粁山岳地

五、戰死現認ノ程度 確實

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

砲撃ニ挑戰サレテ内迫ヲ聯合軍ニ対シ敢行、出撃シ全身ニ砲彈ヲ浴ビ壯烈ナル戰死ヲ遂ク

八、死亡區分 戰死 事由 破片創 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊聯隊發表書、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存者 [illegible] ニヨル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十年十二月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 [illegible] 兵團 [redacted] 大隊本部

兵種 官等級陸軍 [illegible]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右相違ナキトヲ證明ス

昭和三十年十二月三十日

[redacted]

25-11

523

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [illegible]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武 第[redacted]部隊 [redacted]兵團 [redacted]大隊本部

三、戰死者徴集年 大十二年 「役種 二種 役」 「兵種 歩兵」 死亡前官等級陸軍 二等 任官進級 年 月 日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十四日午前一時ルソン島リサール州マニラ東方二十粁 山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 確實

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 砲撃ニ撃退サレテ後退ヲ聯合軍ニ向ヒ大隊本部危険ニ移ヲ支撃ニ突入シ 此迄ニ戰死ヲ遂ク

八、死亡區分 戰死 事由 全身砲彈破片創 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者受書ニ依リ申立カ、部隊殘務發復班、幹部等ニテ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地 生存幹部

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年十二月八日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 比島派遣 振武 第[redacted]部隊 [redacted]兵團 [redacted]大隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右ノ通リ證明ス

昭和二十一年一月七日

[redacted]

49-11

524

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 聯合部隊名 [illegible]部隊號 比島 派遣 振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 大隊 本部 通信班

三、戰死者後集年 昭 十 年 「役種等役」「兵種等兵」死亡前官等級陸軍 任官進級 年 月 日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十九日午前六時頃 ルソン島リサール州マニラ東オニナ粁山岳

五、戰死現認ノ確度 確認

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

マニラ附近我激戰ニ三月十九日ニ於テ [redacted] 大隊ハ大隊本部ニ總員出發手シ陣迫セル聯合軍ト交戰セルモ、時ニ集中砲火烈シク、壁壕ニ入ク應戰セル [redacted] 伍長ハ至近彈ニ受ケ重傷ス、(一緒ニ壕ニ居ク鈴木大隊副官ノ言ニヨレバ出血死ナリト)

八、死亡區分 戰死 事由 右腕部大腿部 砲弾創 發病年月日 昭和二十年三月十九日

九、其ノ他 (上陸地ニ於テ死亡者長者ニ依リ申立カ、部隊陸軍整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理預定カ、又ハ不明等記入) 申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年 十一 月 十二 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 比島派遣振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 大隊

所屬部隊名 兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右證明ナリ

昭和二十一年一月十日

[redacted]

50-1-1

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 現有部隊名 通稱部隊號 比島派遣振武隼団 第 [redacted] 部隊 [redacted] 隊本部通信班

三、戰死者徵集年 昭大ノ四年「役種予役」兵種 歩兵 死亡前官等級陸軍上等兵 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十九日午後一時頃、ルソン島リサール州マニラ市東方約二十粁山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 推定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

各中隊陣地ヲ突破シ大隊本部直接第三内迫攻撃ニ来シ連合軍ニ対シ本部宮島出撃ノ指揮スル時ニ通信班ノ班長[redacted]中尉ノ指揮ニヨリ前縁ニ進ナルニ砲撃ニヨリ被害候ヘ再ビ[illegible]ニ中ニ死亡前トモ会マレアルモノト推定ス

八、死亡區分 戰死 事由 全身砲彈破片創 發病年月日 昭和二十年三月十九日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者ノ場合ニ依リ申立ヲ、部隊殘存者ノ場合ニ幹部等ニテ整理スルカ、整理保定ヲ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存幹部ニヨル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 一月三十一日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 比島派遣振武隼団 [redacted] 兵団 [redacted] 大隊

兵種 元 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右ノ通リ相違ナキコトヲ證明ス

[redacted]

70-10

526

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted] 脊養子

氏名 [redacted] 年 [redacted] 日 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 大隊 作業隊

三、戰死者徵集年 昭七年 「役種 補充兵役」 「兵種 歩兵」 死亡前官等級陸軍一等兵 任官年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月十九日午前十一時 ルソン島リサール州マニラ東方二十粁山岳

五、戰死現認ノ程度 推定（海我中死体確認不能ニヨル）

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

砲彈に挑戰され進擊せる聯合軍に対し出擊し、全身砲彈破片創を受け マニラ防衛戰に散る

八、死亡區分 戰死 事由 全身砲片創 病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊陸務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）市立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

部隊生存幹部ニアル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 美食父

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年十一月十日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊 [illegible]

所屬部隊名 比島派遣 振武集團 兵團 [redacted] 大隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右の通り相違なき事を證明す

昭和二十一年十二月五十日

[redacted]

80-11

527

戰時死亡現認證明書

區分	記事
本籍地	[redacted]
所屬部隊（固有名）	旭[illegible]隊
役種徵集年 官等級氏名	護衛役 昭和九年徵集 死亡前ノ官等級 陸軍上等兵 死亡後ノ官等級 伍長 [redacted]
留守擔當者住所 續柄氏名	[redacted]
死亡 年月日及區分	昭和二十年三月十九日 時 分戰（傷病）死、公務死、死
死亡 場所	フイリッピンルソン島バギオ
死亡 傷（病）名	右大腿部及左手腕貫通銃創
內地港出發年月日 戰地到着	台湾高雄港出發昭和十九年十二月二十二日 比島到着 同年同月二十六日
勤務ノ概要	昭和十九年十二月二十六日比サンフエルナンド上陸令地 [illegible]
受傷（罹病） 年月日時	昭和二十年三月十二日
受傷（罹病） 場所	フイリッピンルソン島バギオ地区キヤンプスリー
受傷（罹病） 傷（病）名	右大腿部及左手腕貫通銃創
現認者所屬	昭和二十一年五月三日 上陸復員者 [redacted]
官氏名印	小関一口六三二 部隊 陸軍 [illegible] [redacted]

508

現認證明書

本籍地
留守担當者 住所 [redacted]
氏名 同 父 [redacted]

戰死者本籍地
所屬部隊 同右 歩兵第七十八聯隊第五中隊

徴收年
召集年
官等級
氏名 千明

戰死年月日 昭和十九年六月十八日
戰死場所 陸軍兵長 戰死當時一等兵
戰死狀況 昭和二十年三月十九日 [redacted]
比島ルソン島パガシナン州カバルアン
昭和二十年三月十九日カバルアンニ於ケル戰闘中
腹部貫通銃創ノタメ戰死

右現認 又

529

昭和二十二年三月二十七日

歩兵第七十聯隊第五中隊第三小隊長

陸軍中尉

[redacted]

戦死現認証

[redacted]

威一八九二六部隊 [redacted]

元陸軍上等兵 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月二十日フイリツプン
ルソン島ニ於テ戦死セシコトヲ現認ス

昭和二十三年三月二十二日

威一八九二六部隊 [redacted]

元陸軍伍長 [redacted]

13-12

531

本籍地 [redacted]

現認証明書

所属部隊 明有号 独立飛行第三十二飛行団 [redacted] 大隊 [redacted] 隊

通称名 威一六九九九部隊 [redacted] 隊

昭和十六年徴集 兵 第二国民兵 陸軍伍長 軍兵（昭和十九年十一月発令）

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

1. 死亡年月日 昭和二十年三月二十七日午後八時二十分頃
2. 死亡区分（傷病名） 戦死 右肩部貫通銃創
3. 死亡場所 比島呂宋島北部アパリ北方約十二粁の地点
4. 死亡状況

1. 死亡者と現認者との関係

本人は昭和十九年十二月十八日広島、仝年五月九日
宇都宮にて独立飛行第三十二飛行団 [redacted] 大隊

[redacted]隊編入、濠比後、盛一口、大九九部隊[redacted]
隊に編成配属されし、当時より同中隊員
であつた。

四、死亡前後の状況

二十年二月二十八日、中隊の重要書類携行、プ
ンカンを出発、大隊本部に連絡の途中、五月
十五日プンカン北方約十二粁の地点にて敵に
発見され交戦中、敵弾の為右肩部を貫
通され、三月二十日午后八時頃戦死す

5、遺骨及遺留品の有無並に遺骨状況

死体は同地に埋葬せり
遺骨及び遺留品は無い

6、死亡に関する書類の有無　書類は無い

右三通り相違無い事を証明する

昭和二十二年六月二十七日

2-11

533

元所属部隊

固有名　独立混成第二十二旅團[redacted]大隊[redacted]隊

通稱名　歳一〇六九九部隊[redacted]隊

現住所[redacted]

旧職　[redacted]

留守氏名　[redacted]

一、死亡者の本籍地

二、留守担当者の住所続柄氏名

[redacted]

實文[redacted]

右相違ない事を証明する

昭和二十二年七月三日

[redacted]

2-12

死亡事実（現認）証明書 昭和二十二年 月 日調製

所属部隊 国府名 鉦八 通称号 成二二四四

階級 死亡前 一ト云 死亡後

氏名 生年月日 [redacted] 不詳

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

統柄 [redacted]

氏名 [redacted]

死亡年月日時 昭和二十年三月二十日 時 分

死亡場所 マニラ西方二〇〇〇〇〇〇〇

病名 [redacted]

死亡状況入院年月日発病年月日等

参考資料（不要の分は消して下さい）

死亡時自分が現認し多

一、死亡を他人から聞いた（他人の所属部隊階級氏名 [illegible]）

一、死体は埋葬（火葬・土葬）した（地点・場所等）

一、遺骨遺留品の状況（有無、有る場合は其の所在地、或は[illegible]有る場合は煙御先等細部[illegible]）

一、死亡者と現認者との関係 親友、同年者

一、死亡者が軍属の場合は身分俸給（日給）採用年月日等

（一）空襲あるいは砲撃のため[redacted]野原と化し負傷者は全部戦犯したものと思わる私の撤退のとき[redacted]一兵ワ号行田駐のため岩影に[illegible]またかくイキ[illegible]ロをまく事は出来ず半死のジウタイでなかりしまうく[illegible]

一、其の他参考とするべき事柄

（一）戦トウ不利のため部隊は撤退し、山丘地帯で[illegible]せむなく[illegible]傷者をのこし[illegible]康者のみからうじて撤退せし、同地点はまもなく敵の

現認者 所属部隊 鉦八 階級氏名 上ト云 [redacted]

煙御先 [redacted]

認定済

993

535

[redacted]

[redacted] 朝鮮第七七聯隊 [redacted] 第二二〇二五部隊

[redacted] 昭和十八年 現役 歩兵 [redacted] 一等兵 昭和十九年五月一日 [redacted]

[redacted] 住所 [redacted]

[redacted] 職業 父 [redacted]

[redacted] 昭和二十年三月二十日 [redacted] 戦死 [redacted] 死亡場所 此島ミンダナオ島アグサン川アライ

[redacted] 空爆 [redacted]

[redacted] 上等兵 [redacted] 不詳

[redacted] 故[redacted]上等兵はミンダナオ島アグサン川アライに於て而々マラリヤに罹病し居たる良く軍人の本分を遂し對米戦争の陣地造築作業中米機空爆の為体中最も所の重傷を負ひ出血多き為衛生兵の看護も甲斐無き昭和二十年三月二十日右場所に於て戦死す

右の通相違なきことを証明す

昭和二十二年三月五日

本籍地 [redacted]

(現住所)

元所属部隊 此島派遣第一二〇二五部隊 (朝鮮七七聯隊)

階級氏名印 元陸軍上等兵 [redacted]

28-10

536

死亡者調査表

[illegible] 地方世話部

所属部隊 ※第一三四兵站病院 [redacted]

階級 兵 ※衛 [illegible] 官

死亡時の官等級 ※衛生上 [illegible]

本籍地 ※ [redacted]

留守担当者 ※同右 父 ※ [redacted]

死亡年月日時 ※20年3月20日 時

死亡場所 ※比島ルソン島バヨンバン [illegible] [redacted]

死亡区分 ※戦病死 マラリヤ

死亡前の職務 ※同病院に勤務中死亡す

[illegible] 20年3月17日

処理経過 所属部隊 ※第一三四兵站病院 [redacted]

[illegible] 衛生兵長 [illegible] [redacted]

戦死者 [illegible]

※中部 [illegible] 世話部 [illegible]

54-10

537

1044

長	部	定	本 籍	部 隊	公 報	遺 骨

死亡者調査表

[redacted]

昭和二十二年　月　日（第　號）

整理番号：

項目	記入
所属部隊・固有名 ※	独歩十一大隊
通称号 ※	泉五二一〇
徴集年 ※	昭15
役種 ※	現
兵種 ※	歩
官等級	
死亡時の官等級並に補職発令年月日 ※	伍　年　月
死亡	甲
留守業務局所管課	
フリガナ 氏名 ※	[redacted]
生年月日	年　月　日生
本籍地 ※	[redacted]
留守担当者 現住所 ※	同右
留守担当者 続柄氏名 ※	父 [redacted]
死亡年月日時 ※	20年7月20日18時0分
死亡場所 ※	比島 カンダバンパ
死亡区分 ※	戦死 甲
死亡事由傷病名 ※	胸部貫通銃創
受傷（発病）年月日 ※	年　月　日
死亡直前の職務 ※	
遺骨遺留品の状況	無
資料入手の経緯及所見 ※	カンダバン河沿ひ付近に於て敵の集中射撃に依り胸部貫通銃創を受け戦死す。
右現認す 現住所 ※	[redacted]
所属部隊 ※	
官等 ※	伍長 [redacted] 氏名印
判決	
官録	
級務	

死亡者名票記載	遺骨受付番號	公報番號	未帰還届
			有　第　號
			無

昭和二十二年　月　日調製

[redacted] 民生部第一世話課

調製者 （印）

○本表中※印の欄以外は第一世話課にて記入すること
○記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意をよく読んでから記入の事）
○不備事項中判明しあるものは各所にて朱書すること

済 D-10

530

[redacted]

現認證

所属部隊	固有名	[redacted]	
	通稱號	[redacted]	
本籍地	[redacted]		
留守担当者	現住所	[redacted]	
	續柄氏名	[redacted]	
死殘者略歴	年月日	[redacted]	
	内地港湾	[redacted]	
	外地港湾	[redacted]	
	主要作戰名及期間並ニ其ノ時ノ職務	[redacted]	
死亡認定	死亡年月日時	[redacted]	
	死亡場所	[redacted]	
	死亡区分	戦死	
	死亡理由（場所名）	[redacted]	
	死亡時ノ職務並ニ特業	通信手	
	遺骨遺留品ノ有無	ナシ	
	功績（含其要旨）	[redacted]	

死亡ノ前后ノ狀況（本人並ニ所属部隊）

[redacted]

右之通リ認定ス

所属部隊 [redacted]

現住所 [redacted]

官等氏名印 [redacted]

備考

ハ明ニセル所ハ成ルベク詳シク記載セラレ度ノ

乙 死亡認定ノ理由ニハ其ノ確度（例ヘバ昭和十九年十月二日甲）ヲ示サレ度

甲 確実ナルモノ 乙 記憶ヲ入キモノ 丙 他人ヨリキクモノ

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 第十師團 第五十三 前隊 第五四 隊 派遣 第 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 昭 八 年 「役種 現役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍上、任官進級 年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭二〇、三、二〇、 ルソン島 プンナン

五、戰死現認ノ程度 死体確認

六、遺骨踏遺ノ有無 不明

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 近接戰ヲ展開中ニ

八、死亡區分 戰死 事由 戰傷ニ 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 二二 年 月 二四 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係

所屬部隊名 兵種 歩兵 官等級陸軍 [redacted] 隊

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 [redacted]

23-11

540

戦(病)死証明書

項目	記載
所属部隊	[redacted]
本籍	[redacted]
氏名	[redacted]
生年月日	大正 [illegible] 年
官等級	補充兵
死亡前 兵種	兵
死亡年月日時刻	昭和二十年五月二十一日 時 分
死亡場所	[illegible] [redacted] 日生
死亡区分	戦死（認定）
事由	[illegible]
遺骨還送の有無	無
遺骨還送月日	昭和 年 月 日
戦(病)死当時の状況概要	[illegible]
現住所	[redacted]
届出者 氏名	[redacted]
証明者 所属部隊名	[illegible] [redacted] 大隊
証明者 官等級 氏名	[illegible] [redacted] 印
市町村長の証明	[redacted]

96-10

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武 第 [redacted] 兵団 [redacted] 部隊 [redacted] 隊 第二中隊

三、戰死者徴集年 昭大 年「役種 補充兵役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍 一等兵 任官進級年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日 中右ニ於ケル、ルソン島リサール州マニラ東方二〇粁山岳

五、戰死現認ノ程度 推定（激戰敗退中ニヨリ戰死体不確認）

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

マニラ防衛戰酣ナリシ三月 [redacted] 隊左翼陣地ニアリシ第二中隊ハ、三月二十日、

聯合軍ノ猛攻ヲ受ケ全滅ス、二中隊ニアリテ戰死セルモノト認ム。

八、死亡區分 戰死 事由 全身砲片創 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊義務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立前ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted] 番

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年十二月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級医官

所屬部隊名 比島派遣振武兵団 [redacted] 兵団 [redacted] 大隊

兵種 官等級陸軍 第一医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 [redacted]

94-10

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主

氏名 [redacted]

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年「昭和 5 年」「役種 補役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍 一等任官進級 兵年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日、比島 [illegible] 市東方約二十粁山岳

五、戰死現認ノ程度 推定

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

[redacted] 大隊ノ第三、四中隊陣地ヲ突破セル連合軍ガ大隊本部ヲ三月十九日頃ヲ猛攻セル際同日午後一時頃本部危ニトテ急撤ニ来ル樹間銃中隊長以下四名ノ兵力ノ中ニアリ大部分ノ刺受傷ヲ負ヒ同山頂ニ於テ戰死セルモノト認ム

八、死亡區分 戰死 事由 頭部貫通 銃創 發病年月日 昭和二十年三月十九日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者登告ニ依リ申立ヲ、部隊陸路整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立書ナレバ上陸年月日及上陸地

生存 幹部 [illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted] 番

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年七月十七日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 大隊附 通信

所屬部隊名 右同部隊

兵種 官等級 陸軍 [illegible]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右證明候也

[redacted]

118-10

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 國有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 第 [redacted] 部隊 [redacted] 隊 第二中隊

三、戰死者徵集年 大 八年「役種」「役」「兵種」歩兵 死亡前官等級陸軍上等任官進級 年 月 日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日、ルソン島マニラ市東方約二十粁山岳地帯

五、戰死現認ノ程度 推定

六、[illegible]骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

昭和二十年三月十四日ヨリ二十日ノ側面ヨリ攻撃ヲ連合軍ハ三月二十日空ヲ自經ノ以テ陣地ノ全山ヲ蔽ヒ砲ヲ銃ヲ浴ヒセテ攻撃シ同夕刻完全ニ同山ヲ占領ス

戰死前ヨリ數ヶ月ニ再ヒ[illegible]推定

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和二十年三月二十一日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者畳書ニ依リ申立カ、部隊[illegible]整理証、幹部等ヲ整理スルカ、[illegible]推定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

生存[illegible]部ニ[illegible]

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 母

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 七 月 十四 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級[illegible]官

所屬部隊名 同部隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted]

市町村長證明箇所 [redacted]

印

166-10

544

現認證明書

本籍地 [redacted]

所属部隊 威一〇六三二部隊 階級 [redacted]

一、死亡年月日時 昭和二十年三月二十日 六時二十分

一、死亡場所 比島パナイ島ハロ

一、死亡区分 戦死

一、傷(病)名 昭一六、一〇、四、西部第四部隊入隊。同年一〇、二〇、宇品港出発。同年一一、三〇、海南島上陸同地警備。昭一七、三、二、海南島出発。同月七日ヒリツピン、リンガエン上陸。四月二日ヨリバタン攻略戦参加。同年五月五日コレヒドール島攻略戦参加。五月十五日バタン半島リマイ出発。同月十九日カバナツアン到着同地警備。同年九月二十一日カバナツアン出発。同日サンフエルナンド着同地ニ於テ威第一〇六三二部隊トナル。同年十月七日マニラ港出発。同年十月十一日パナイ島イロイロ上陸以後同地ニ於テ警備。昭和二十年二月十九日并第同島上陸戦斗トナリ同月二十日六時二十分イロイロハロ橋梁附近ニ於テ戦死ス

右現認ス

昭和二十二年二月十二日

現住所 [redacted]

元所属部隊 威第一〇六三二部隊

現認者 階級 曹長 氏名 [redacted]

[redacted]

545

死亡證明書

部隊	固有名	野砲一七聯
	通稱號	旭一一六三
役種	兵種	山砲
死亡直前の官等	名	予
兵	姓	兵長
本籍地		[redacted]
留守	現住所	本籍地ニ同シ
擔當者	續柄氏名	父 [redacted]
死亡年月日時		昭和二十年三月二十日
死亡場所		「シソン」東方竹藪陣地
死亡區分		戰死
死亡經過並事由		竹藪陣地ニ於テ交戰中戰死
未成的詳細に特に傷病名發病受傷年月日を記入のこと		
遺留品の状況		

右證明致します

昭和二十一年十月十四日

證明者 本籍地 [redacted]
現住所
所屬部隊比ヲ派遣旭第一三六三部隊
官等 陸軍大尉
死亡者生前に對する
関係職名
氏名 [redacted]

[redacted]號

戰時死亡者現認ニ關スル件報告

昭和二十一年二月五日

[redacted]地方世話部長

[redacted]

留守業務部長殿

歸還軍人ニ依ル首題ノ件左記ノ通リ報告ス

追而　本件ハ左記現認者ノ申出ニ依リ調製シタルモノニシテ當部ニ於テハ公報等處理シアラサルニ付爲念（部隊葬ニ終了ス遺骨ハ米軍上陸當日燒却ス）

所屬部隊	死亡	年月日	場所	事由	認識番號	役種	官等級	氏名	本籍地
戚第一〇六一八部隊		昭二〇 三月二一日	フイリツピン パナイ島 カバツアン飛行場	戰死（現部員通統例）		予備航空兵	兵長	[redacted]	留守担當者現住所 [redacted] 氏名 [redacted] 本籍地ト同ジ 妻 [redacted]

右現認ス

現住所 [redacted]

所屬部隊 戚第一〇六一八部隊（第四十三教育飛行隊）

官等級氏名用 陸軍 [redacted]

[redacted]

17-12 2045

547

(17)

[redacted]號

戰時死亡者現認ニ關スル件報告

昭和二十一年一月十七日

[redacted]地方世話部

留守業務部長殿

歸還軍人ニ依ル首題ノ件左記ノ通リ報告ス

追而 本件ハ左記現認者ノ申出ニ依リ調製シタルモノニシテ當部ニ於テハ公報等處理シアラサルニ付爲念

所屬部隊	比島派遣	戚第一〇六一八部隊 (四三教育補行隊)	
死亡	年月日	昭和二十年三月二十一日	
	場所	フリッピン パナイ島 アルモジヤン東北三キロ地点	
事由	戰死 (手榴彈創)		
認識番號			
役種	兵種	航空兵	
官等級		伍長	
氏名	[redacted]		
本籍地	留守担當者現住所	氏名	[redacted]
	同ジ	妻	[redacted]

右現認ス

現住所 [redacted]

所屬部隊 比島派遣 戚第一〇六一八部隊

官等級氏名印 陸軍[illegible]

[redacted]

21.1.25

1010

付受

18-12

[redacted]號

戰時死亡者現認ニ關スル件報告

昭和二十一年一月十七日

[redacted]地方世話[redacted]

留守業務部長殿

歸還軍人ニ依ル首題ノ件左記ノ通リ報告ス

追而 本件ハ左記現認者ノ申出ニ依リ調製シタルモノニシテ當部ニ於テハ公報等處理シアラナルニ付爲念

所屬部隊	比島派遣 [illegible]
死亡	年月日 昭二〇 三月二十一日
	場所 フイリツピン パナイ島 アルモジタン東 南二ヨキロ地
事由	戰死 (腹部貫通銃創)
認識番號	
兵種	航空兵
官等級	兵長
氏名	[redacted]
本籍地	[redacted]
留守宅當者現住所	[redacted]
氏名	[redacted]
右同ジ	[redacted]
妻	[redacted]

右現認ス

現住所 [redacted]

所屬部隊 比島派遣 [illegible]

官等級氏名印 陸軍[illegible]

[redacted]

21.1.25 [illegible]

[illegible] 1011 [illegible]

付受

19-12

549

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右ニ同ジ

所屬部隊 第四航空軍 独立第七機関砲隊

官氏名 陸軍 陸軍兵長（死亡前） [redacted]

死亡場所 ボソノ（マニラ東北二十四キロ）

死亡區分 戦死

死亡日時 昭和二十年三月二十一日 十三時

死亡傷（病）名 頭部及胸部貫通

留守擔當者住所 現住所ニ同ジ

續柄氏名 父

右證明 する [redacted]

昭和二十二年 月 日

現認者住所 [redacted]

元所屬官氏名 第四航空軍 独立第七機関砲隊所

陸軍兵長 [redacted]

23-12

550

陸軍

第六十八旅団砲兵隊第二大隊第四中隊
（星一〇〇六部隊[redacted]隊）
比島レイテ島ビリヤバ東方丁四粁
昭和二十年三月三日 戦死

故陸軍伍長 [redacted]

現住所 [redacted]
留守担当者 文 [redacted]

戦友 [redacted]

551

死亡現認證明書

死亡者 所屬部隊名	南方第一四陸軍病院イロイロ分院
官等級氏名	陸軍衛生工等兵
本籍地	[redacted]
死亡年月日	昭和二十年三月二十一日
死亡区分	戰死
死亡場所	比島バナイ島イロイロ州バビヤ
傷病名	頭部迫東砲彈創
遺骨遺留品の狀況	戰ヲ狀況ニシテ死体收容不能
現認者	転進中夾東ヒラレ迫東砲彈ニヨリ戰死
證明年月日	[illegible]
現認者 所屬部隊名	南方第一四陸軍病院イロイロ分院
官等級氏名	陸軍衛生曹長
現住所	[redacted]
記載ト[illegible]	[illegible]

死亡現認證明書

死亡者 所属部隊名	南方十四陸軍[illegible]分院
官等級氏名	陸軍衛生一等[illegible]
本籍地	[redacted]
死亡年月日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
死亡区分	戦死
死亡場所	比島[illegible]島[illegible]州[illegible]
傷病名	
遺骨遺留品の状況	戦中北江海[illegible]死体[illegible]不[illegible]
現認事由	轉進中[illegible]隊[illegible]進[illegible]現[illegible]戦死[illegible]
證明年月日	右の通[illegible]證明する 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
現認者 所属部隊名	南方十四陸軍[illegible]分院
官等級氏名	陸軍衛生[illegible]
現住所	[redacted]
戦士の注意	本證明書は三部作[illegible]階級[illegible]戦[illegible]死亡区分[illegible]戦傷死 戦病死 不慮死 公病 [illegible]

50-11

553

死亡現認證明書

死亡者	所屬部隊名	南方十四陸病イロイロ名陸
	官等級氏名	陸軍衛生一等兵 [redacted]
	本籍地	[redacted]
	死亡年月日	昭和年年五月十五日
	死亡区分	戰死
	死亡場所	比島バナ島ミ州ハ山中
	傷病名	
	遺骨遺留品の状況	戰中状況[illegible]死体[illegible]不[illegible]
	現認事由	戰中[illegible]遺骨[illegible]殺の遺骨[illegible]
	證明年月日	右の通り證明する 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
現認者	所屬部隊名	南方十四陸病イロイロ名陸
	官等級氏名	陸軍衛生[illegible] [redacted]
	現住所	[redacted]
記載上の注意	[illegible]	

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主

氏名 [redacted] 年 月 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武兵團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 大隊 本部 通信班

三、戰死者徵集年 昭大 年 役種 兵種 兵 死亡前官等級陸軍 等 任官進級年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日 [illegible] ルソン島リサル州マニラ東方約二十粁 山岳地帶

五、戰死現認ノ程度 確實

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

熱帶熱マラリアニ浸サレタルモ、攻勢平、南ノ陣地ノ守備ノ激動ニヨリ殆ク快々ズ 遂ニ脳中枢ヲ犯サレ精神異常ヲ來シニ十日庭板架上ニテ熱病死ス

八、死亡區分 戰病死 事由 熱帶熱マラリア 發病年月日 昭和二十年三月十八日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

生存 幹部

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十年十二月 八日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊 高級医官

所屬部隊名 振武兵團 [redacted] 兵團 大隊

兵種 官等級陸軍 [illegible]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 [redacted]

18-11

555

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊名 [redacted]

三、戰死者徵集年 昭和七年「役種 歩役」「兵種 歩兵」死亡前官等級陸軍上 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十五日 二〇三〇頃 比島デグデグ陣地

五、戰死現認ノ程度 屍体ヲ目撃す

六、遺骨歸還ノ有無 見込なし

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

陣地異動ナル敵襲に遭ひ應戰中人員隊長（本人）の約二米側近にて敵彈の為即死す

八、死亡區分 戰死 事由 明治三十三年勅令 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立ヲ、部隊殘務整理班、村部等ヲ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十年 一月 [redacted]

證明者住所 分隊長

戰死者トノ關係 勤務 歩兵 二六隊 [redacted] 部隊

所屬部隊名 兵種 歩兵 官等級陸軍 伍長

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右證明ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明ス

[redacted]

556

死亡確認書

第三船舶輸送司令部パラ支部

臨時歩兵第一中隊	所属
二九四四	
歩 補	兵
長	生
[redacted]	
生日 月 年	
[redacted]	本籍地
文 [redacted] 同上	現住所
死亡状況	
遺骨 遺留品 状況	

右確認す

昭和二十三年二月十五日

旧所属部隊

旧官等一級

死亡者ノ関係

現住所

代表

[redacted]

臨時歩兵第一中隊

伍長

戦友

2-12

現認（死亡）証明書

[redacted]

昭和　年　月　日

[redacted]　地方世話部

所属部隊	固有名　海陸基地第八大隊
徴集年	
役種	
兵種	
官等級	
死亡前	
死亡後	
氏名	
生年月日	[redacted]
死亡年月日日時	昭和20年3月22日午前午後　時分
死亡場所	ルソン島ボソ〳〵
死亡區分	戰死
傷病名	
發（受）病（傷）年月日	昭和　年　月　日
准士官以上任官年月日	
死亡時の状況	昭和平年三月平二日ルソン島ボソ〳〵に於て敵ゲリラの急戦死
遺骨遺留品の有無	

証明者

右證明候也

昭和23年5月12日

所属部隊　海陸基地第八大隊

現住所　[redacted]

官等級氏名印　[redacted]

[redacted]　地方世話部長　[redacted]　殿

本籍地
留守担当者

[redacted]

48-10

558

現認（死亡）証明書

昭和　年　月　日

[redacted]地方世話部

所属部隊	固有名 海陸基地第八大隊
通稱號	威一天七九五
徴集年	
役種	補充
兵種	船舶
官等級	
死亡前	一等
死亡後	兵長
氏名	
生年月日	[redacted]
死亡年月日日時	昭和20年3月22日午前午後　時　分
死亡場所	ルソン島ボソ[illegible]
死亡區分	戰死
傷病名	
發（受）病（傷）年月日	昭和　年　月　日
准士官以上任官年月日	
死亡時の狀況	昭和二十年三月二十二日ルソン島ボソ〳〵口前ノ敵ゲリラの爲戦死
遺骨遺留品の有無	

死亡者

証明者

右證明候也

昭和25年5月12日

所属部隊 海陸基地第八大隊

現住所 [redacted]

官等級氏名印 [redacted]

[redacted]地方世話部長 [redacted]

殿

330-14

559

現認（死亡）証明書

[redacted]

昭和　年　月　日

[redacted]地方世話部

所属部隊	固有名 海務基地第八大隊
通稱號	威一六七九五部隊
徴集年	
役種	稱元
兵種	船舶
官等級	
死亡前	一等兵
死亡後	兵長
氏名	
生年月日	[redacted]

死亡者

死亡年月日日時	昭和20年3月22日午前午後　時分
死亡區分	戰死
發(受)病(傷)年月日	昭和　年　月　日
死亡場所	ルソン島ボソボソ
傷病名	
准士官以上任官年月日	
死亡時の狀況	昭和二十年二月二十日ルソン島ボソ〳〵に於て敵ゲリラの爲戦死
遺骨遺留品の有無	

証明者

右證明候也

昭和23年5月12日

所屬部隊 海務基地第八大隊

現住所 [redacted]

官等級氏名印 [redacted]

[redacted]地方世話部長 [redacted]

殿

[redacted]

33

560

◎裏面記載上の注意を見て書いて[redacted]さい。

死亡現認（確認）證明書

※（調製日）昭和二十七年五月二十四日

※（調製官署）留守業務部第四課

死亡者の資料

項目	内容	備考
無有の届	※	
所属	機動艇移動修理	
所属	[redacted]隊	
役種（現地召）	予	
兵種	歩	
官等	伍	
氏名	[redacted]	
年	[redacted]	
月	[redacted]	
日生	[redacted]	
本籍地	[redacted]	
留守担当者	[redacted]	
現住所	[redacted]	
都道府縣	[redacted]	
氏名	[redacted]	
續柄	（父）	
死亡日時	昭和20.3.22	※甲
死亡場所	比島ルソン島ヌヤン州カワヤン	※甲
傷病名	マラリヤ	※甲
疾病時	① 昭和二十年二月初旬発病シ小隊より離れカワヤン部落の陸病に入院した	※
死亡區分	戦病死	※甲
遺骨の處理及び遺骨	② 埋葬	
遺留品		

（死亡當時の狀況）

④ 部隊は19.12.30北サンフェルナンドに上陸し[illegible]が既に状況は悪く20.1.6日下ると米軍はリンガエン湾、帯を艦砲射撃し[illegible]後方山中に入る20.1.13五野船廠に配属し小さ五野船廠と共に北部ルソン島に転進を開始し20.2中旬カワヤンに到着した。この間米軍の爆撃は激烈を極め[illegible]爆撃下の且条件地形等悪條件下の長距離行軍によって マラリヤに罹患する者が多かった。

資料提供者

死亡と知った方法

③ [redacted]隊員の[redacted]一等兵を[redacted]部隊に収容した際にマラリヤ[illegible]死亡せし旨報告ありたる為、その旨[redacted]小隊長に再会せし時報告してありました。

本人との關係

戦友

所属部隊	現住所
同部隊	[redacted]
官等	氏名
伍長	[redacted]

561

戰歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）　東部一二三八四部隊[redacted]部隊[redacted]隊

一、徵集年　昭十六　役種　兵種　歩兵

一、官等（死歿前）　上等兵　（死歿後）

一、氏名　[redacted]　山口中[redacted]年[redacted]月[redacted]日生

一、死歿場所　比島ニテ東部約三〇粁[redacted]振武台

一、死亡區分並ニ事由　甲戦死

一、死歿年月日時間　昭和二十年四三月二十五日午後三時ニ口

一、死歿者本籍地留守擔當者　[redacted]

右確認（證明）ス

昭和　年　月　日

元所屬部隊　東部一二三八四部隊[redacted]部隊[redacted]隊

現住所　[redacted]

元官等級　陸軍兵長

氏名印　[redacted]

（註）死亡事由、場所ハナルベクタワシタ特ニ終戰後ノ死亡ハ明細ニ、生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲタワシタオ知ラセ下サイ

宛先　[redacted]

[redacted]地方世話部認定係

[redacted]

13-10

562

死歿者確認（證明）書

一 死歿者所屬部隊名 固有名 通稱號 第百五師團工兵隊 勤第一〇六〇八部隊

一 徵集年 役種 兵種 昭和 年徵集 一補 歩 （徵集年不明）

一 死歿者本籍地 [redacted]

一 官等 [illegible] 死亡前 陸軍 兵長 死亡後 陸軍 要追級

一 氏名 生年月日 [redacted]

一 死亡年月日 時刻 死亡區分 昭和二十年 三月 二十三日午 時 分

一 死亡場所 比島ルソン島リザール州ボソ〳〵西方高地

一 死亡事由 [illegible] 敵陣地斬込隊參加戰死（確度工）

一 損骨狀況 無

右確認（證明）

[illegible] 第百五師團工兵隊 [redacted]

[illegible] 大尉 [redacted]

[illegible] 二十一 十二 二十二 名古屋

[illegible]

16-11

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄　戸主 [redacted]

氏名 [redacted]

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島派遣鉄第五四四七部隊 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

三、戰死者徵集年「昭和17年」「役種現役」「兵種歩兵」死亡前官等級陸軍伍長任官進級年月日 昭和二十年三月十日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十三日 比島（ルソン島）

五、戰死現認ノ程度 戰友ノ報告ニヨリ

六、遺骨歸還ノ有無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 前進陣地ヨリ歩退途中敵ト交戰（戰死ニ敵ニ包圍ガル）

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和二十年三月十三日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺悟ニ依リ申立ル、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [illegible]

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 四月 十日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同中隊

所屬部隊名 [illegible] 部隊 [redacted]

兵種 歩兵 官等級 陸軍 [illegible]

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右證明ス 昭和二十二年五月十二日

[redacted]

90-11

564

寫

死亡現認證明書

昭和　年　月　日調製

死歿者

所属	本籍地	死亡前の階級	氏名	遺骨	遺留品
固有名 海上挺進基地 六大隊 通稱號 成一六七九三	[redacted]	兵長	[redacted]	なし	

死亡場所	死亡年月日	死亡区分	受傷箇所	病名	発病年月日
比島タバヤス洲タナワン	昭和20年3月25日16時40分	生死不明			

現認事由

第三中隊の小銃手として「タナワン」に於て敵と交戦（中隊總員二五四名中生存者約三一名）死体発見する事を得ず

生死不明

記載上の注意

一、現認事由は死亡当時の情況を極力詳細に記入する

二、確なるは正確、乙は概ね正確、丙は疑はしいものを死亡場所、年月日区分の下に記入する

三、階級に特に間違いなく死亡前に記入する

四、死亡区分は戦病死戦傷死戦死の別

五、戦病死の場合は、名補へ戦傷死戦死の場合は受傷箇所補に記入

證明者

所属	本籍地	現住所	階級 故人との関係	氏名 印
固有名 通稱號	[redacted] 女話課より移牒		大隊長代理 大尉	[redacted]

印

32-11

565

死亡確認書

所属部隊	臨時歩兵第一中隊				
閣員通称	歳二九四四				
徴集年 任官年 役種 兵種	昭四		二補	歩	
官等級 (戦令年月日)	生前	一等兵 ( )	死後	( )	
氏名 (フリガナ)	[redacted]				
生年月日	年	月	日		
本籍地	[redacted]				
留守担当者	現住所	本籍地に同じ	既板	母	
			氏名	[redacted]	
死亡状況	年月日	昭20.3.25 21.00	確度	甲	戦死
	場所	ロンゴロン島 カラバコ	確度	甲	
	事由		確度	甲	両大腿部貫 MG弾
遺骨 遺留品ノ状況	無				

右確認す

昭和二十二年二月十五日

旧所属部隊

旧官等級

死亡者との関係

現住所

氏名 印

[redacted]

臨時歩兵第一中隊

伍長

戦友

12-11

現認證明書

比島派遣戒第一七六六三部隊[redacted]隊

陸軍一等兵 [redacted]

右者昭和二十年三月二十五日比島バギオ北方バナンガ(イリ山)ニ於テ砲撃破片創ニ依リ戰死(戰病死)セルコトヲ認ム

昭和二十二年十二月十四日

現認者 元戒第一七六六三部隊[redacted]隊

現住所 [redacted]

官等氏名 陸軍伍長 [redacted]

29-11

567

185

遺骨	公報	部隊	本籍	認定	長	係	課

昭和二十二年　月　日 [redacted]（第　號）

死亡者調査表

整理番号第

昭和二十二年　月　日　作調製

所属部隊 [redacted]　通称 [redacted]

徴集年 [redacted]　役種 [redacted]　兵種 [redacted]

官等級 [redacted]　死亡時の官等並に授与年月日 [redacted]

死亡後 [redacted]　氏名 [redacted]　生年月日 [redacted]

留守業務局所管課 [redacted]

調製者 [redacted]

本籍地 [redacted]

留守現住所 [redacted]

擔當者 [redacted]　續柄氏名 [redacted]

死亡年月日時 [redacted]

死亡場所 [redacted]

死亡区分 [redacted]　死亡事由傷病名 [redacted]

死亡直前の職務 [redacted]　遺骨遺留品の状況 [redacted]

資料入手の経緯及所見 [redacted]

右現認す

現認者　官等 [redacted]　所属部隊 [redacted]　現住所 [redacted]　氏名印 [redacted]

死亡者名票記載 [redacted]

遺骨受付番號

公報番號

判決　官等級　未歸還扱　有　無　第　號

○本表中※印の欄以外は第一世話課にて記入すること
○記載上の注意並に履歴欄は裏面にあり（記載上の注意を良く讀んでから記入の事）
○不備事項中判明しあるものは各班にて朱書すること

民生部第一世話課

568

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted] 氏名 [redacted] 養子 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 [redacted]

三、戰死者徵集年 [redacted] 年 役種 [redacted] 兵種 [redacted] 兵 死亡前官等級陸軍 [redacted] 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 [redacted]

五、戰死現認ノ程度 [redacted]

六、遺骨歸還ノ有無 [redacted]

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 [redacted]

八、死亡區分 [redacted] 事由 [redacted] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他 [redacted] 上陸地ニ於テ死亡者受書ニ依リ申立カ、部隊陸務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）申立済カレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [redacted] 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係

所屬部隊名 [redacted]

兵種 [redacted] 兵 官等級陸軍 [redacted] 氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

[redacted]

[redacted]

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted] 長男

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 比島 派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 隊 大隊 第四中隊

三、戰死者徵集年 昭和10年 役種予 役 兵種 兵 兵死亡前官等級陸軍 軍曹 任官進級年月日 昭和14年7月1日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日、ルソン島リサール州マニラ東方約二十粁山岳地帯ニ

五、戰死現認ノ程度 確実、

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 昭和二十年三月十七、十八日我大隊正面陣地ヲ突破シ第四中隊及大隊本部ニ肉迫セル迄今軍ニ対シ共ニ全員ヲ以テ出撃ス、時ニ第四中隊長戦死ハ中隊指揮班ヲ統率シアリシ [redacted] 軍曹ハ全身ニ砲弾破片ヲ受ケタルモ後退セス、右我中隊ニ負傷シタメ

八、死亡區分 戦死 事由 全身砲弾破片創 發病年月日 昭和二十年三月十九日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺醒ニ依リ申立カ、部隊殘務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）申立済ナレバ上陸年月日及上陸地 生存者 幹部ニアル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 [redacted] 長男

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十二年 月二十一日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 同部隊高級医官

所屬部隊名 比島派遣振武集團 [redacted] 兵團 [redacted] 大隊

兵種 官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右證明書中一、各一、項記載ハ相違無き事ヲ證明する

昭和二十二年九月十三日

[redacted]

96-11

570

現認證明書

本籍地 [redacted] 階級 [redacted]

所属部隊 勤兵団配属 [redacted] 大隊九中隊 (死亡前陸軍上等兵氏名) [redacted]

一 死亡年月日 昭和二十年三月二十五日 時 分

一 死亡場所 比島北部ルソン島アガウト

一 死亡区分 戦病死

一 傷(病)名 マラリア兼腎臓炎

一 死亡當時狀況 昭和十九年七月二十三日應召(召)八月十七日ガルカオ派遣要員トシテ門司出帆(青島丸)九月二十一日ラガツク上陸行軍ニ依リ十月二十日マニラ到着十一月上旬独立時関鏡中隊(七八九中隊)ヲ編成入丈八名站ニ配属 昭和二十年二月五日新タニ [redacted] 大隊(九十二中隊)ヲ編成シ 勤兵団ニ配属 故宮崎ニ従事中 マラリアニ罹リ三月二十五日死

七ス 遺品トシテ系巻ヲ所持シ居リタルモ没収セラル

右現認ス

昭和二十二年二月三日

現認者 現住所 [redacted] 元所属部隊 [redacted] 大隊九中隊 階級兵長 氏名 [redacted]

20-10

571

死亡證明書

事　　項	記　載　事　項
1 死亡者の本籍地、留守家族者続柄氏名	[redacted] 父 [redacted]
2 死亡者の所属部隊、死亡当時の官等級（氏名にフリカナを、又官等の横に進級年月日を記載されたい「例（昭18.12.1）」）	1 所属部隊（1 固有名 2 通称号）歩兵第十七聯隊 威第四七一七部隊 [redacted] 2 官等氏名 兵長（進級年月日不詳）
3 死亡年月日時（記憶が確実でないときはその旨附記すること）	昭和二十年三月二十六日午后二時頃（時刻推定）
4 死亡場所（成るべく詳細に）	比島ルソン島ラグナ州「ロスバニオス」洞窟内（東京部隊がこの洞窟内で本部じた）
5 死亡の原因 1 戦死の場合は何によつて何處を負傷したか 2 戦傷死の場合に何時、何によつて何處を負傷しその後何々病院に入院し何日後で死んだか 3 戦病死の場合は何病で何日何病院に入院し何病院で死んだか	戦死（貫通銃創胸部右胸部位不明） 歩兵第十七聯隊の指三大隊（第三大隊）は「ロスバニオス」に於て「マニラ」方面よりの敵の攻撃を阻止すべき任務を以て当時中一昭二〇、三、二六敵部隊の攻撃を受け二十日近の一ケ月間よく之を阻止し得たるも同日遂に突破せられ同大隊本部附指揮班二-ト戦斗に参加して於て本人も亦戦死す
6 死亡を目撃したのか。他人から聞いたのか。その状況を、具体的に	当時本人ニ共ニ大隊本部指揮班ニ-ト戦斗シテ居リシ [redacted] 証大隊本部洞窟内に本人が戦死していたるを現認した事 [redacted] 兵長の言）の新大隊の当時洞窟内に
7 遺骨、遺留品について知つて居る事項	無し
8 死亡当時本人はどんな任務に服して居つたか	大隊本部指揮班員
9 死亡者と自分はどんな関係にあつたか	自分の分隊（歩兵第十七聯隊通信隊第四分隊）は当時大隊に配属され同じ戦斗に参加して居たのでよく本人を知つて居る

右相違ないことを証明する

昭和二十二年十一月十一日

現住所 [redacted]

元所属部隊官等氏名 威第四七一七部隊 [redacted] 之上等兵 [redacted]

死亡証明書

事項	証明事項
1 死没者の本籍地、留守担当者続柄氏名	[redacted] 妻 [redacted]
2 死没者の所属部隊、死亡当時の官等級、氏名（氏名の横に「フリガナ」を記載されたい）進級年月日を記載「例（昭18.12.1）」	1 所属部隊（1 固有名 2 通称号）歩兵第十七聯隊 南第四七一七部隊 2 官等氏名 上等兵 [redacted] [redacted]
3 死亡年月日時（死亡が確実でないときはその旨附記すること）	昭和二十年三月二十六日以後三、四日の間（確実なる死亡日不明）
4 死亡場所（成るべく詳細に）	比島ルソン島ラウニオン州アルミナウス
5 死没の原因 1 戦死の場合は何によって何処を負傷したか 2 戦傷死の場合は何時、何処でその何を負傷し何々病院に入院し何処で死んだか 3 戦病死の場合は何病院に入院し何日何病で死んだか	戦死 本人は歩兵十七聯隊速射砲中隊第一小隊第二分隊（長 [redacted] 兵長）員 [redacted] にて同分隊は歩十七聯隊第[illegible]大隊に配属「アルミナウス」に於て最軍防衛の任務を以て戦斗中[illegible]敵部隊の攻撃を受け同所に於て分隊長[illegible]下全員戦死す[illegible]
6 死亡を現認したのか、他人から聞いたのか、その状況を具体的に	[redacted] 歩兵第十七聯隊大隊副官 [redacted] 中尉 [redacted] より聞く（[illegible]）
7 遺骨、遺留品について知って居る事項	無し
8 死亡当時本人はどんな任務に服して居ったか	当時本人は前記速射砲分隊砲手
9 死亡者と自分はどんな関係にあったか	昭和十九年[illegible]速射砲中隊[illegible]歩兵第十七聯隊[illegible]中隊[illegible]

右相違ないことを証明する

昭和二十六年十一月十一日

現住所 [redacted]

元所属部隊官等氏名 元南四七一七部隊 上等兵 [redacted] ㊞

11-11

時日	歳第17669部隊(通)
所	臨時歩兵松野大隊(固)
分	石20.5.26
事由	ルソン島
(遺留品)	戦死
役種	頭部 貫通銃創
兵種	ナシ
死亡年月日(前令)	大
死亡後	昭
氏名	兵
生年月日	[redacted] 日生
本籍	[redacted]
留守擔當者現住所(續柄)氏	現住所
	( )

右現認す

昭和二十二年七月一日

現住所 [redacted]

所属部隊 臨時歩兵[redacted]大隊

官等級氏名 陸軍准尉[redacted]

上陸地名 [redacted]

上陸地支局に於て連絡済や否や 否

上陸月日 昭和二十二年十二月[redacted]日

履歴									
年月日	記事	年月日	記事	年月日	記事	年月日	記事
昭	入營、應召(入隊以後の官等級)	自昭 至昭	勤務の概況	昭	(入隊以後の進級階級)
昭	港出發				
昭	港上陸				

備製上の注意

一、所属部隊は通報固有部隊名をも判明程度に記入のこと

二、死亡欄は出來得る限り詳細に特に事由 傷、病名、發病(受傷)入院年月日入院病院名及其の他參考資料等併せ記入のこと、記事多き場合は附箋添付記入のこと

三、遺骨(遺留品)欄は有無有る場合は何處にありや(現地、上陸地支局、留守宅等記入のこと)

四、認印を忘れぬこと

五、同一人に對し二部調製のこと

死亡者現認證明書

[redacted]民生部第一世話課
昭和二五年九月三日調製

課長	課務係長	課員係長	死亡課定委員	死亡課定主任	未[illegible]遺[illegible]	兵籍
[illegible]					[illegible]	[illegible]

本人

所屬部隊	本籍地	徵集年	役種	兵種	官等級	死亡前	死亡後	氏名	生年月日
[illegible]	[redacted]	[illegible]	現[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		フリカナ	[redacted]

死亡年月日時 昭和二十年三月二十七日午後七時分 死亡場所 比島セヴ島

死亡區分 戰死 死亡事由傷病名 [illegible]

發病(受傷)年月日 昭和二十年三月二十六日 遺骨、遺留品ノ有無 なし

留守 遺骨者

現住所 [redacted]

續柄 父(二男) 氏名 [redacted] 二男 遺族承認ノ有無 有

現認者

所屬部隊 比島派遣[illegible]

官等級 甲[illegible]八 氏名印 [redacted]

上陸年月日 昭和[illegible]年十八月十日 上陸地名 比島セヴ島

現住所 [redacted]

[illegible]

10-11

575

戰死證明書

一、戰死者本籍地　戸主名續柄　戸主　氏名　次男

二、所屬　固有部隊名　補充部隊名　歩兵第[illegible]聯隊　派遣　歩兵第[illegible]部隊

三、戰死者徵集年月　[illegible]年　役種　現役　兵種　歩兵　死亡時官等級　陸軍伍長　任官年月日　昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

四、戰死年月日時刻及場所　[illegible]島ルソン島[illegible]　昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

五、戰死現認ノ程度　死ス

六、遺骨歸還ノ有無　ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要　[illegible]中敵迫撃砲ニテ死ス

八、死亡區分　[illegible]側　發病年月日　昭和　年　月　日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者ニ付リ申立カ、部隊登録現地ノ幹部等ニテ整理スベキカ、整理確定カ、又ハ不明等記入）　市立済ナレバ上陸年月日及上陸地　[illegible]

一〇、遺族ノ現住所

戰死者トノ續柄　父　氏名

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

證明者住所　戰死者トノ關係　所屬部隊名　歩兵第[illegible]聯隊[illegible]隊　兵種　歩兵　官等級陸軍上等　氏名　印

市町村長證明箇所

右事實ト相違ナキ事ヲ認ム

昭和[illegible]年[illegible]月十三日

[illegible]

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號

三、戰死者徵集年 昭大 [redacted] 年「役種」 [redacted] 役「兵種」 [redacted] 兵 死亡前官等級陸軍 上 任官進級 年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所

五、戰死現認ノ程度

六、遺骨歸還ノ有無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

八、死亡區分 事由 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊陸務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理決定カ、又ハ不明等記入）申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父 氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係

所屬部隊名 兵種 官等級陸軍 氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所 [redacted]

577

氏名	年齢	職業	所属	住所	戸主ノ氏名	続柄	本籍地	陸軍兵長	所属	年月日	年	月	日
[redacted]			第一〇五師團	比島沖直威一〇六大大八部隊	比島申部山ノ内ダイト地区	二十七年三月二十七日		陸軍兵長					

右記載事項相違ナキ事ヲ証明ス

元陸軍任長

43-11

578

（別課）

部隊	第二航通 大一中隊
部隊番号	戦一五三三七部隊
死亡前階級	一等兵
死亡後階級	
氏名	[redacted]
徴兵年	役種 兵種
年月日生	[redacted]
本籍地	[redacted]
留守擔當者	
現住所	
氏名	
死亡月日時分	右の者昭和20年3月27日 時 分 クラーク西方に於て
場所事由	戦死せしことを確認す
1. 遺骨	
2. 遺留品	本人病弱にして自体の行動すら出来ざる状況にあり、一時クラーク西方某地に残置
3. 認証書類	
4. 其の他	現認 伝聞
調製者	同石部隊
現住所	[redacted]
所属部隊	
確認に於ける自己の地位	[redacted]

21-17

579

事實證明書

本籍地 [redacted]
所属部隊 上の三十一 聯隊 杉四七二
官氏名 陸軍 死亡後 上ト兵 [redacted]
[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一 役種 兵種 年次 現歩 照十八
一 死亡年月日 時 昭20.8.28 (推定)
一 同場所 比島ルソン島 ナスクブ
一 同区分 戦死 乙
一 死亡事由又ハ病名及現認事由(発病年月日) 海岸巡察中 戦死ス
一 遺骨の有無 ナシ
一 遺族の現住所 續柄 氏名
右相違無キコトヲ證明ス
昭和22年7月8日

現認者 本籍地 [redacted]
所属部隊 上の三十一 聯隊 杉四七二
階級氏名 上ト兵 [redacted]

死亡者復歴	
年月日	記事
昭19.3.1	入營
8.20	竹西沱年
9.20	サルマゲ上陸

164-10

580

死亡現認證明書

所属部隊名	咸[illegible]六八〇部隊
官等級氏名	上等兵
本籍地	[redacted]
死亡年月日	昭和[illegible]年三月二十八日 1200 (詳細[illegible])
死亡区分	戦死
死亡場所	比律賓ルソン島
傷病名	迫撃砲弾の[illegible]
遺骨遺留品の状況	なし
現認事由	戦死と[illegible]認し[illegible]
證明年月日	[illegible]昭和22年2月[illegible]
所属部隊名	一日方軍郵兵[illegible]
官等級氏名	陸軍[illegible]
現住所	[redacted]

記載上の注意

[illegible]

[redacted]

戦死者証明書

一、戦死者本籍地 [redacted]

二、戦死者氏名 [redacted]

三、戦死当時ノ所属部隊名 通称号（部隊号迄記入） 鉄五四七七部隊 [redacted] 隊
固有部隊名 歩兵第□□聯隊第二大隊

三、戦死者ノ服務ノ文 役種 現役 兵種 歩兵 階級 上等兵

四、戦死ノ場所及年月日時刻
ルソン島 ヌエバビスカヤ州 バレテ峠 昭和二十年 [redacted]

五、戦死現認ノ経度
自ラ目撃セル

六、遺骨遺髪ノ有無（有無ヲ記入）
遺骨 無シ

七、戦死当時ノ状況ノ概要
大隊長ノ指揮

八、戦死区分（戦死戦病死ノ別）
戦死

九、遺族ノ現住所 [redacted]
戦死者トノ続柄 父 [redacted]

右ノ通リ戦死セシ事ヲ証明ス

昭和二十一年四月十七日

証明者住所 [redacted]

戦死者トノ関係（職務上） 大隊長

所属部隊名 歩兵第□□聯隊第二大隊 [redacted]

附記 戦死日ニ確実ニ記憶セサルモ [redacted]

101-11

582

戰死證明書

一、戰死者本籍地　[redacted]

戸主名續柄　戸主　氏名　[redacted]　年　[redacted]　月　[redacted]　日生

二、所屬（固有部隊名 通稱部隊號）　歩兵第六十三聯隊第二ノ一般小銃隊　比島派遣鉄第五四四七部隊　[redacted]　隊

三、戰死者徴集年（昭和五年）「役種二國役」「兵種歩兵」死亡前官等級陸軍上ト兵任官進級年月日　昭和十九年十月十日

四、戰死年月日時刻及場所　[illegible]

五、戰死現認ノ程度　[illegible]

六、遺骨歸還ノ有無　無シ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要　桐陣地ノ戰斗中敵ノ迫擊砲ニテ即ニ死ス

八、死亡區分　迫擊砲彈ニ依リ全事申　身破片創　發病年月日　昭和　年　月　日

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死亡者覺書ニ依リ申立カ、部隊整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理豫定カ、又ハ不明等記入）　申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地　整理予定不明

一〇、遺族ノ現住所　[redacted]

戰死者トノ續柄　実父　氏名　[redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年十二月二十二日

證明者住所　[redacted]

戰死者トノ關係　[illegible]

所屬部隊名　歩兵第六十三聯隊第七中隊　鉄第五四四七部隊　[redacted]　隊

兵種　歩兵　官等級陸軍　上等兵　氏名　[redacted]　印

市町村長證明節所　前書之通相違無之候也

昭和貳拾貳年　庵　月　拾　日

[redacted]

106-1.1

583

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

戸主名續柄 戸主 父 [redacted]

氏名 [redacted]

[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 固有部隊名 通稱部隊號 十師團 [illegible] 歩兵 六十二 聯隊 三中隊 比島派遣 第五四二 部隊 [redacted] 隊

三、戰死者徵集年 昭 大 8 年「役種」現役「兵種」歩兵「死亡前官等級陸軍上 任官進級年月日 昭和 年 月 日

四、戰死年月日時刻及場所 昭二・三・二八 ルソン島 アンナン

五、戰死現認ノ程度 現認(死体)

六、遺骨歸還ノ有無 不明

七、戰死當時ノ狀況ノ概要 近接戰ニ展開中

八、死亡區分 戰死 事由 [illegible] 發病年月日 昭和 年 月 日

九、其ノ他(上陸地ニ於テ死亡者發者ニ依リ申立カ、部隊該務整理班、幹部等ニテ整理スルカ、整理確定カ、又ハ不明等記入) 申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

覺書提出ス

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 父

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和 〃 年 月 〃 日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 戰友

所屬部隊名 第五四二 部隊 [redacted] 隊

兵種 歩兵 官等級陸軍 任官

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

右ノ通リ相違無キコトヲ證明ス

[redacted]

昭和 2.9 受第[illegible]號

137-11

584

戰死證明書

一、戰死者本籍地 [redacted]

氏名 [redacted] 年 月 生

二、所屬 [redacted] 比島派遣振武皇國 [redacted] 兵團 [redacted]

大隊第一中隊

三、戰死者徵集年 [redacted] 役種予役 [redacted] 兵種歩兵 死之前官等級陸軍

兵長 仕官進級 年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十八日ルソン島リサ

ルサ ボソボソ町北方約十粁法谷

五、戰死現認ノ程度 確実

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死当時ノ状況ノ概要

名誉アル第一中隊ガ三月十七、十八日ノ激戰ニテ多大ナ損害

[redacted] 町村公用紙

ヲ受ケタル時頭傷ヲ負フ。部隊敗退後後退セル山奥ノ

陣地ニテ治療續行中隊備帯所ノ位置ニ砲弾落下シ

負傷戰死ス

八、死之區分 戰死 事由 [redacted] 砲弾 発病年月日 昭和廿、三、廿八、

九、其ノ他（上陸地ニ於テ死之者覚書ニ依リ申立カ）

生存幹部 ニシル

一〇、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 氏名 [redacted]

昭和廿二年一月廿四日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ関係 同部隊 高級医官

所属部隊名 比島派遣振武皇國 [redacted] 兵團 [redacted] 隊

兵種 元官等級陸軍 軍医中尉

氏名 [redacted]

168-10

585

戰死證明書

一、戰死者本籍地

戸主名續柄 戸主 [redacted]

氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

二、所屬 國有部隊名 連隊部隊號 比島 派遣 振武集團 第 [redacted] 部隊 兵團 [redacted] 大隊 作業中隊

三、戰死者徵集年 昭和七年「役種」「兵種」「兵」死亡前官等級陸軍 任官進級年月日 昭和十九年十二月一日

四、戰死年月日時刻及場所 昭和二十年三月二十日午後十一時 ルソン島リサール州ボソボソ 北方約十六科 陸谷

五、戰死現認ノ程度 確認

六、遺骨歸還ノ有無 無

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

[illegible]

八、死亡區分 戰死 [illegible] 發病年月日 昭和二十年三月十九日

九、其ノ他 [illegible] 申立濟ナレバ上陸年月日及上陸地

一、遺族ノ現住所 [redacted]

戰死者トノ續柄 妻

氏名 [redacted]

右ノ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十年 月十四日

證明者住所 [redacted]

戰死者トノ關係 [illegible]

所屬部隊名 比島派遣 振武集團 [redacted] 大隊

兵種 官等級陸軍 軍醫中尉

氏名 [redacted] 印

市町村長證明箇所

[illegible]

180-10

985

陸・海・邦　死亡（認定・確認）証明書

所属（所轄）部隊又は職域名	
固有	飛行第六五戦隊
通称	威第一三一八部隊
細部所属	
地区局面	※
役種	兵
兵種	飛
死亡時の階級（又は職名・業名）	軍
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
男・女	男

死亡者	
開戦時の住所（在留地）	
本籍地	[redacted]
区分	内
発病時期	※
発病場所	※
死亡区分	※ 戦死
死亡日時	昭和二十年三月二十八日 ※
死亡場所	比島ルソン島クラーク西方山中 ※
死亡事由（傷病名）	砲弾破片創 ※
遺骨及び遺骸の処理	
遺留品の処理	

留守担当者	
現住所	
氏名	
続柄	（　）

死亡当時の状況及び参考資料

六五戦隊[redacted]隊第三中隊長代理として、第一線に出動、クラーク西方ダウ東方の山中に於て交戦中、全員戦死する。当時軍曹[redacted]一等兵はクラーク西方山中通称五ノ谷に位置し、指揮班[redacted]隊長ら斥候[redacted]一等兵の報告を聞き、さらに六月十日[redacted]一等兵病死直前に山中にて再会し、その当時の目撃者であることを確認した。

資料提供者	
死亡を知った方法	斥候[redacted]一等兵の目撃報告による。
死亡者との関係	同部隊
所属（所轄）部隊職域	飛行第六五戦隊第一中隊
階級（職名）氏名	一等兵 [redacted] 印
現住所	[redacted]

事實証明書

所属	固有名	第六航空地区指令部	本籍 [redacted]
	通稱号		
徴集年役種	昭和十八年	不歸役	衛生部兵 陸軍衛生部見習士官 [redacted] 年 月 日生
兵種死亡前階級氏名	生年月日		
留守擔当者	住所	[redacted]	續柄 父 氏名 [redacted]
死亡	年月日時分	昭和廿年三月二十九日午前九時二十分頃	事由 同上施行場ニテ米軍機甲部隊ニ應戦中戦車砲弾ニヨリ爆死ス 爆傷
	場所	比島「ネグロ」区島西「ネグロ」区州「ヨカロ」区施行場	傷病名
	区分	戦死	遺骨 遺留品 ナシ
死亡承知の理由		同日夕刻本人[redacted]配属[redacted]隊傳令報告ニヨル	証人 経緯
			昭和廿年八月二十日比島「ネグロ」区島「バコロド」市ニ投降「バナイ」島「イロ」場略捕虜収容所ヲ同廿一年十二月十八日若干ニ原市ニ復員ス

右證明す

昭和廿二年五月一日

現住所 [redacted]

所属部隊 第三十二施行場中隊 官等級 陸軍軍醫酉中尉 氏名 [redacted]

21-12

588

死亡確認書

所属部隊	即有通稱	マニラ航空廠			
		第二分廠			
徴集年 任官年 役種 兵種	昭和十三年	昭和十五年	準備	航空	
官等級 (年月日)	生前	軍隊	死後		
氏名 (ヨミガナ) 生年月日	[redacted]				
本籍地	[redacted]				
留守担當者	現住所	[redacted]	続柄	妻	
			氏名	[redacted]	
死亡状況	年月日	昭和二十年三月二十九日	確度 甲	区分	戦死
	場所	ルソン島南部			
		リバ町			
	事由	通貫部頭	傷病名		
遺骨 遺留品状況	ナシ				

右確認す

昭和二十三年二月二十八日

旧所属部隊 マニラ航空廠第二分廠

旧官等級 陸軍少尉

死亡者の関係 隊長(死亡者)

現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

3-14

589

死亡場所諸州書

所属部隊名 [illegible]

官等級氏名 [illegible]

本籍地 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年二月二十六日 16.00

死亡区分 戦死

死亡場所 比律賓ルソン島

傷病名 敵機銃掃射ニ基ク

[illegible]

現認事由 戦死を確認し

[illegible]

所属部隊名 十四方軍野安廠

官等級氏名 陸軍伍長

現住所 [redacted]

記載事項注意 [illegible]

死亡事實(現認)證明書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

所屬部隊 第三二教育飛行隊

徴集年 昭和十六年

官等級 氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月二十日 時

分ネグロス島ニ於テ服部黄道ニ依リ戰傷

病死シタルコトヲ證明(現認)ス

昭和二十二年 三月二六日

所屬部隊 職名

第三二教育飛行隊 官等級 陸軍伍長

殘器隊

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ詳記ス

一、縁者の中、小隊長、砲手、操縦手等ト詳記ス

(昭和八)

23-12

591

（課別）

課長	戦殁者催課證明書		昭和　年　月　日
	固有部隊名		通稱號
係長	死亡前階級	死亡後階級	氏名
	徴集年	役種	兵種	年　月　日生
	本籍地	[redacted]	
主任	留守擔當者現住所續柄氏名		
	死亡月日區分場所事由	右の者昭和　年　月　日　時　分に依りせしことを確認す	
	1.遺骨	3.證據書類	
	2.遺留品	4.其の他	現認　依照　聞知
調製者	現住所	[redacted]	
	所屬部隊		
	軍隊に於ける[illegible]	[redacted]	

14-12

592

所属部隊固有名
隊名 通稱號

(例)独立工兵第五隊第一中隊
中支常第一三部隊
独立歩兵第二八六隊
銃砲隊
[redacted]部隊

死亡年月日 20.3.1
死亡場所及死亡区分
ルソン島バンガルバン高地
戦死戦病死
レイテ島カンギポット山西方四粁地
戦死

死亡者 兵種 官等 氏名
死亡前 死亡後
上等兵 兵長
工兵 木村米一
歩兵 [redacted]
死亡者 [redacted]

遺族本籍地及現住所
氏名
[redacted]市大町七丁目五
[redacted]市浦町[illegible]橋本一三
高木村妙子

遺骨ナシ
遺品ナシ
遺骨ナシ
遺品ナシ

昭和二十二年 三月 二十九日

確認資料参考

(例)昭和十九年七月満州ヨリ比島ヘ轉進バンカルバン附近ノ戦斗中昭和二十年三月一日午前十時戦死ス(名)宋島附近ガ戦斗中胸部貫通銃創ヲ受ケ名宋島野戦病院ニ収容セルモ昭和二十年五月一日午前五時十分死亡ス
(死体中[illegible])

昭和十六年六月[illegible]
昭和十[illegible]年二月上旬[illegible]敵ト正戦数十日三月下旬分隊長自カラ機関銃ヲ取リ發射中[illegible]
当時分隊長以下四名内一名[illegible]他ノ二名ハ食糧ナキ為衰弱シ戦斗不能
[illegible]伝ツテ分隊長自カラ銃ヲ取レリ

現認者 所属部隊独立歩兵第二八六隊
同 現住所 [redacted]
官等級氏名 [redacted]
(印)

○印欄ニハ記載シテ下サイ、尚確認資料欄ニ未得ル限詳細ニ記入シテ下サイ
病死場所、発病年月日ハ病名ハ入院場所ヲ明瞭ニ記載シテ下サイ

41

593

本籍地 [redacted] 現認證明書

所属部隊 [redacted]

イロイロ憲兵分隊 [redacted]

官氏名 陸軍 死亡 [redacted] 等兵 [redacted]

死亡後

一 役種兵種 年次 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一 死亡年 月日時 昭和二十年三月三十日

一 死亡場所 イロイロ市モロ部落二丁

死亡區分 戦死

死亡事由又は病名 現認事由

遺骨ノ有無 遺骨ナシ 遺髪 有り

一 遺族現住所 續柄氏名

右相違無 [redacted] 登明する

昭和 年 月 日 現住所 [redacted]

現認者 所属部隊 [redacted]

官等氏名 陸軍伍長 [redacted]

イロイロ憲兵分隊

594

死亡者部隊名

徴集年及陸軍兵種

官等

氏名

死亡年月日時間

死亡場所

死亡者本籍則留守擔當者

右現認

昭和二十六年三月二日

死亡者部隊名

固有名

通称名

徴集年 昭和十九年

死亡地

死亡時

[redacted]

戦死

昭和二〇年二月二六日

呂宋島

[redacted]

父

[redacted]

[redacted]

595

死亡現認書明書

死亡者所屬部隊名 固有名 通稱號 第二十三師團步兵第六十四聯隊

徵集年役種兵種 徵集年 旭一一一部隊

官等 死亡前 [illegible] 兵 役種 兵種 衛生

死亡後 衆長 [illegible]

氏名 [redacted]

死亡區分 戰死 確度甲 死亡處所 [illegible]

死亡年月日時間 昭和二十年三月三日 時 確度 月日 時間

死亡業田傷病名 右大腿部貫通砲彈破片創

死亡者本籍地留守擔當者 [redacted]

右現認 昭和二十年三月二十九日 元所屬部隊名 第二十三師團第一野戰病院 現任所 元官職 氏名印 衛生伍長 [redacted]

42-10

596

死亡現認書

昭和二十二年三月三十一日

死殘者	
本籍地	[redacted]
現住所	本籍ニ仝ジ
所屬部隊名	獨立歩兵第一七二大隊（第隊）
官等職氏名	陸軍 兵長 [redacted]
死亡年月日時	昭和20、3、30 （確度 乙）
死亡場所	ネグロス島ハコ町東方 （確度 甲）
死亡區分	戰死
死亡事由	傷病名（發病年月日）
遺骨、遺留品の狀況	ナシ

右現認す

現認者	本籍地 [redacted]
	現住所 本籍ニ仝ジ
死殘者との關係	戰友
所屬部隊	獨立歩兵第一七二大隊（第隊）
元職官氏名印	陸軍曹長 [redacted]

記載上の注意

1. 確度は甲（確實）、乙（概ね確實）、丙（疑はしきもの）の區分で記入する
2. 死亡事由欄には何々貫通銃創、或は「マラリア」「チブス」等の病名を記入する
3. 死殘者との關係は中、小隊長、分隊長、戰友等記入する

597

死亡證明書

要項	記載事項
一、死歿者の本籍、留守担當者の住所、続柄、氏名	[redacted] 父 [redacted]
二、死歿者の所属部隊、死亡當時の官等級、氏名（氏名にはフリガナを附けられたい）	北島派遣戦[illegible]部隊 上等兵 [redacted]
三、死亡年月日時（死後が確実でないときはその旨附記すること）	昭和二十年三月頃日不明
四、死亡場所（成るべく詳細に）	北島山中（ルソン島）北部
五、死歿の原因	戦死
六、戦死の場合は何によって何處を負傷し死ぬ	山中[illegible]戦闘[illegible]

12-13

死亡[redacted]他人[illegible]
聞[illegible]状況を具体的に

他人の聞き[redacted]同部隊戦天[illegible]

[illegible]遺骨遺品[illegible]
[illegible]居る事項

[illegible]

死亡當時本人はどんな任務に服して居たか。

下[illegible]

死亡者と自分はどんな関係にあるか。

同部隊

右相違ないことを證明する。

昭和三十三年六月十二日

現住所 [redacted]

元所属部隊官等氏名 [redacted]五九二部隊

陸軍航空[redacted]

[redacted]

599

現認(事實)證明書

本籍地 [redacted]

所属名 第三十一教育飛行隊

通称名 威第一五三五五部隊

昭和十七年徴集 現役 飛行兵ハ 上等兵（昭和十九年九月十日）

[redacted] 年 [redacted] 日生）

死亡年月日 昭和二十年三月三十一日

死亡区分及傷病名 戦死 右大腿部貫通銃創

死亡場所 比島 ネグロス島 バコロド セントラル

死亡状況

イ 死亡者ト現認者トノ関係（分隊長）

本人ハ昭和十九年四月二十六日同中隊ニテ死亡時ハ分隊員デアッタ

ロ 死亡前後ノ状況

昭和二十年三月二十九日敵ハネグロス島ニ上陸中隊ハラカルロタ

9-2

[illegible]

[illegible]死ス

遺骨及遺留品　遺髮有

死亡ニ関スル書類ノ有無　書類ハ昭和二十年三月三十日廃却セリ

右ノ通リ相違ナイ事ヲ證明ス

昭和二十二年二月十三日

所属部隊

威一五三五五部隊（第三十二教育飛行隊）

現住所　[redacted]

官等氏名　分隊長　陸軍兵長　[redacted]

現認証

本籍地 [redacted]

部隊名 第百四十九大隊 [redacted]

官等氏名 陸軍一等兵 [redacted]

死亡年月日 明和二十年三月末日

死亡場所 南部ルソン島ボソ〜附近

死亡区分 橋廣盤

死亡理由 [illegible]

右現認ス

本籍地 [redacted]

部隊名 第百四十九大隊

官等氏名 陸軍八等兵 [redacted]

13-11

602

現認書

本籍地 [redacted]
部隊名 飛行第二十二戦隊
官等氏名 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年二月[redacted]
死亡場所 クラヰク[illegible]飛行場附近
死亡理由 敵上陸交戦ノ為
死亡区分 不明ナル為分戦死ノ様子

右現認ス

現認者
本籍地 [redacted]
部隊名 飛行第二十二戦隊
官等氏名 [redacted]

右ノ者
昭和二十年一月敵ノ[illegible]附近上陸ノ報ヲ自ケ我ハ北上アハリ方面ノ軍道
[illegible]飛行場ニ[illegible]留[illegible]地ニ[illegible]
[illegible]

50-11

死亡認定書

所属部隊 固有名	第一〇三七部隊陽大隊
部隊通称号	翼一八四五六部隊
採用年月日	昭18
種類	現役
兵種	航
官等級 死亡前	見士
官等級 死亡後	少尉
氏名	[redacted]
本籍地	[redacted]
留守担当者 住所	本同
留守担当者 続柄	母 [redacted]
死亡年月日	昭20.3.日不明 乙
死亡区分	戦死
死亡場所	比島ルソン島バンバンガ州クラーク西方山中
死亡事由	

死没者略歴

入営年月日	内地出発年月日	外地到着年月日	主要作戦名及其期間其ノ他ノ職務
17.10.1 中38入営			

認定理由：[redacted]

137飛大隊軍医中尉 [redacted] ヨリ聞ク

戦友ヨリキク

資料 記事：緑 137飛大隊…99飛大隊…全滅…99飛大…

右の通り認定する

昭和　年　月　日

所属部隊 九九五五二八 陽大隊

現住所

留守担当者 [redacted]

戰時死亡者現認證明書

所屬部隊	冀 12456 (通)
	127 飛埔大 (固)
死亡 年月日時	昭和20.3
死亡 場所	ルソン島 クラーク西方山地
死亡 區分	戰死
死亡 事由	傳令任務遂行中 戰死 [illegible] 127飛大 [illegible] [redacted] 中尉ヨリ ホク。
遺骨(遺留品)	ナシ
徵集年	昭 一八三一
役種 兵種	現役 歩兵
官等級	兵科見習士官 (1.1.20 昭)
死亡(發)年月日(合日)	
死亡後	
氏名 (ヨリ) 生年月日	[redacted] [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生
本籍地	[redacted]
留守擔當者現住所 (續柄) 氏名	現住所 [redacted] 本籍ニ全ジ (母) [redacted]

右現認す

昭和二十年一月二一日

現住所 [redacted]

所屬部隊 九十九 飛行場大隊

官等級氏名 兵科見習士官

上陸地名 佐世保

上陸地支局に於て連絡濟や否や

上陸月日 昭和二十年十二月二十一日

[redacted]

調製上の注意

一、所屬部隊は通稱固有部隊名をも判明程度に記入のこと

二、死亡欄は出來得る限り詳細に特に事由、傷、病名、發病(受傷)入院年月日入院病院名及其の他參考資料等併せ記入のこと、記事多き場合は附箋添付記入のこと

三、遺骨(遺留品)欄は有無有る場合は何處にありや(現地、上陸地支局、留守宅等記入のこと)

四、認印を忘れぬこと

五、同一人に對し二部調製のこと

履歷 年月日	昭	昭	昭	昭	昭
	15.12.1	19.9.18	19.10.11		
記事	入營、廳事(入廳前の官等級)	門司	地上陸		
年月日	自昭 至昭				
記事	勤務の概況				
年月日	昭				
記事	(入隊以後の進級階級)				

50-13

605

寫

現認證明書

本籍地 [redacted]

現住所 仝右

所属 威一五三一部隊 [redacted] マニラ航空廠

皮氏名 陸軍々曹 死后 [redacted]

死亡年月日 昭和二十年三月三十一日午後一時三十分

〃場所 比島ルソン島マルピニヨ

〃区分 戦死（胸部貫通銃創）

右證明する

昭和二十一年十二月二日

之所属 錦州 満洲第又五十部隊 [redacted]

陸軍々属 [redacted]

印

陸軍

戦時死亡者現認證明書

所屬部隊	第[illegible]（連） [illegible]（聯）
死亡 年月日	[illegible] 下
場所	
區分	戰死
事由	[illegible]
遺品	[illegible]
徴集年	昭19
官等級	死亡
氏名	[illegible]
生年月日	[illegible]年[illegible]月[illegible]日生
本籍地	[illegible]
留守擔當者現住所	[illegible]
氏名	[illegible]

右現認す

昭和二十一年七月三十一日

現住所

所屬部隊 [illegible]一六七四二部隊

官等級氏名 陸軍上等兵 [illegible]

上陸地名 名古屋港

上陸地支局に於て運輸濟や否や

上陸月日 昭和二十年[illegible]月[illegible]日

[illegible] 印

備考

一、所屬部隊は通稱固有部隊名をも判明[illegible]に記入のこと

二、死亡場は出来得る限り詳細に特に事由（傷病名、戦傷（受傷）入院年月日入院病院名及其の他参考資料等併せ記入のこと、諸事多き場合は別紙追付記入のこと

三、遺骨（遺留品）欄は有無有る場合は何處にありや（現地、上陸地支局、留守宅等記入のこと）

四、檢印を忘れぬこと

五、同一人に對し二部調製のこと

履歴					
年月日	記事	年月日	記事	年月日	記事
昭	入營、應召（入隊部の官署名）	自昭 至昭	勤務の概況	昭	（入隊以後の進級階級）
昭	港出發				
昭	港上陸				

8011

607

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡事實（現認）證明書

本籍地 [redacted]

現住所 右ニ同ジ

所屬部隊 歩七〇六部隊

徵集年 昭18

官等級 陸軍一等兵

氏名 [redacted]

右ノ者昭和二十一年三月　日　時

分レイテ島ニ於テマラリヤニ依リ戰傷

病死シタルコトヲ證明（現認）ス

昭和二十一年十二月二十七日

所屬部隊

職名 歩七〇六部隊

官等級 陸軍一等兵

氏名 [redacted]

注意 一、死亡地點、受傷部位、病名等判明シアルモノハ記ス

一、職名ハ中・小隊長、砲手、操縱手等ト詳記ス

35-1)

609

戰歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(並職業)(年齢)

一、復員年月日 昭和二十八年

一、官等(死歿前)(死歿後) 兵卒

一、氏名 [redacted]

一、死歿場所 ミンダナオ島ブンボアニにおいて

一、死亡區分並ニ事由 20、3、下旬 衰弱死

一、死歿年月日時間 昭和 年 月 日 頃

一、死歿ノ本籍地並ニ住所 [redacted]

右確認(證明)ス

昭和 年 月 日

元所屬部隊名

現住所

元官等級

氏名 印

世、死亡ノ事由、場所ハナルベククワシク特ニ戦況ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナッタ者ハソノ前後ヲ

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

なるべく詳しく

宛先

地方世話部慰恤係

610

戦歿者確認（證明）書

一、死歿者所屬部隊名（通稱號）威第七二〇七部隊（独混第八旅砲）

一、徴集年 昭和十六年 役種 一補 兵種 輜重兵

一、階級（死歿時）上等兵（死歿後）

一、氏名 [redacted] [redacted]年[redacted]月[redacted]日生

一、死歿場所 ルソン島アブラ州バギオ方面兵站病院

一、死亡區分並ニ理由 戦病ニ依リ病死

一、死歿年月日時間 昭和二〇年 ? 月 不明 日

一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted]

右確認（證明）ス

昭和２２年８月４日

元所屬部隊名 威第七二〇二部隊

現住所 [redacted]

元官等級 陸軍上等兵

氏名 印 [redacted]

註 死亡事由、場所ハナルベククハシク特ニ終戦後ノ死亡ハ明確ニ生死不明トナリタル者ハソノ前後ヲクハシクオ知ラセ下サイ

宛先 [redacted]

地方世話部援護係

[redacted] 世話課

證明書

本籍地 [redacted]

戰死當時ノ所屬部隊　特設第十九機關砲隊

陸軍兵長 [redacted]

右ノ者昭和二十年三月下旬比律賓ミンダナオ島ブキトノン州デルモンテ

ニ於テ敵機ト交戰中戰死セルコトヲ確認ス

右證明ス

昭和二十二年三月十一日

本籍地 [redacted]

現住所 仝右

特設第十八機關砲隊

陸軍曹長 [redacted]

死亡確認書

所屬部隊	固有通稱	野戰高射砲セキ入大隊	
		[illegible]	
徵集年	任官年	役種	兵種
官等級	生前(日月年令發)	死後	上等兵
氏名(フリカナ)	[redacted]		
生年月日	[redacted]		
本籍地	[redacted]		
留守擔當者	現住所	本籍地ニ同シ	續柄	氏名	父 [redacted]
死亡狀況	年月日	昭和二十年	區分	戰病	確度 甲
	場所	氏島			確度 甲
	事由		傷病名	[illegible]	確度 甲
遺骨遺留品の狀況	曹長 戰死後 不明				

右確認す

昭和二十二年 9月 [illegible]日

書所屬部隊 野戰高射砲二十八大隊 一中隊

書目等級 [illegible]

死亡者との關係 [illegible] 贈於

現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

613

12508

現認（死亡）證明書

所属部隊	固有名	臨時歩兵第八大隊	通稱號	[redacted] 大隊
徴集年	役種	兵種 歩	官等級（死亡前） 一	官等級（死亡後） 上
本籍地	[redacted]			
現住所	古ニ同ジ	留守担当者 領病氏名 妻	[redacted]	
氏名	[redacted]			
死亡年月日時	昭和二十年三月十日午前 時分	死亡場所	比島リサール州マリキナ吉ヶ代山陣地	
死亡区分	戰病死	傷病名	マラリヤ 赤痢	發病又傷 三月日
遺骨 遺留品の有無	無シ		未帰還屋	二十、三上旬
死亡時の状況及所見	米軍二月一旬我が第一線陣地を占領し大隊との連絡もとれず、氏は閉極度の疲労と体力の減退に依り、マラリヤに侵されしも、尚任務に終始しあり、而し如何せん病魔は尚も氏を苦しめ、遂に赤痢になり、マラリヤと赤痢とを併發し、任務につく、乃たはず 日毎に衰弱の一途をたどるのみ、遂に天は氏を救いあたはず、茲に病死す			

現認者

右現認ス。

昭和二十二年八月三十日

元所属部隊官等級 臨時歩兵第八大隊 陸軍少尉

現住所

氏名 印

業務	認確部	比
昭和二	簿名	留守

614

[redacted]

昭和十九年一月北部第十七部隊入隊
同年三月瑞珊第八四八部隊[redacted]隊編入
同年七月南方方面移動命令下了
同年八月フイリッピンルソン島北サンフイルランドに上陸す其の後各地に轉戰せる事
昭和二十年三月南部ルソン島に於戰死
20、3、10、
ルソン島[illegible]
イムツク付近
戦死
せり

註 [redacted]君は小生と同郡でも有り又中隊も同じでしたので特に親しくして居りました。だが最後の戰斗ではぐれた為遺体は見る事が出来ませんですたが戰死された事は事実です戰

死当時の階級は上等兵ですた
右証明致します、

[redacted]